

沖縄県の情報公開・個人情報保護制度

平成29年度 運用状況報告書

沖縄県の情報公開・個人情報保護制度

平成29年度

運用状況報告書

平成30年12月

沖縄県総務部総務私学課

沖縄県の情報公開・個人情報保護制度
平成29年度 運用状況報告書
平成30年12月発行

発行 沖縄県総務部総務私学課
行政情報センター



〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
TEL. 098-866-2139
FAX. 098-866-2911

目 次

〈情報公開制度〉

I 情報公開制度

- 1 情報公開制度のあらまし…………… 1
- 2 広義及び狭義の情報公開制度…………… 2
- 3 沖縄県の情報公開制度…………… 3

II 情報公開制度の実施状況

- 1 公文書開示請求の受付状況…………… 13
- 2 公文書の実施機関別開示請求状況…………… 14
- 3 公文書開示請求の処理状況…………… 15
- 4 部分開示及び不開示の内訳…………… 15
- 5 不服申立ての状況…………… 16
- 6 沖縄県情報公開審査会の開催等の状況…………… 16
- 7 不服申立ての処理状況一覧…………… 22
- 8 沖縄県情報公開審査会答申概要…………… 24

III 情報提供の状況

- 1 行政情報センターの概要…………… 32
- 2 行政情報センター等の利用状況…………… 33
- 3 配架行政資料…………… 34

〈個人情報保護制度〉

I 個人情報保護制度

- 1 個人情報保護制度のあらまし……………35
- 2 沖縄県個人情報保護制度の特色……………35
- 3 沖縄県個人情報保護条例の概要……………36

II 個人情報保護制度の実施状況

- 1 個人情報の開示請求等の受付状況……………41
- 2 個人情報の実施機関別開示請求状況……………42
- 3 個人情報の請求処理状況……………43
- 4 部分開示及び不開示理由の内訳……………44
- 5 不服申立ての状況……………44
- 6 沖縄県個人情報保護審査会の開催等の状況……………45
- 7 口頭開示実施状況……………46
- 8 不服申立ての処理状況一覧……………49
- 9 沖縄県個人情報保護審査会答申概要……………50

〈情報公開制度〉

I 情報公開制度

1 情報公開制度のあらまし

わが国における情報公開制度は、地方自治体としては昭和57年4月に山形県の金山町で「金山町公文書公開条例」が施行されたのが最初です。都道府県では昭和58年4月に神奈川県で施行された「神奈川県の機関の公文書の公開に関する条例」をはじめとして、現在、全ての都道府県において条例が制定され制度化されています。国においても平成11年5月に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）」が成立し、平成13年4月から施行されています。

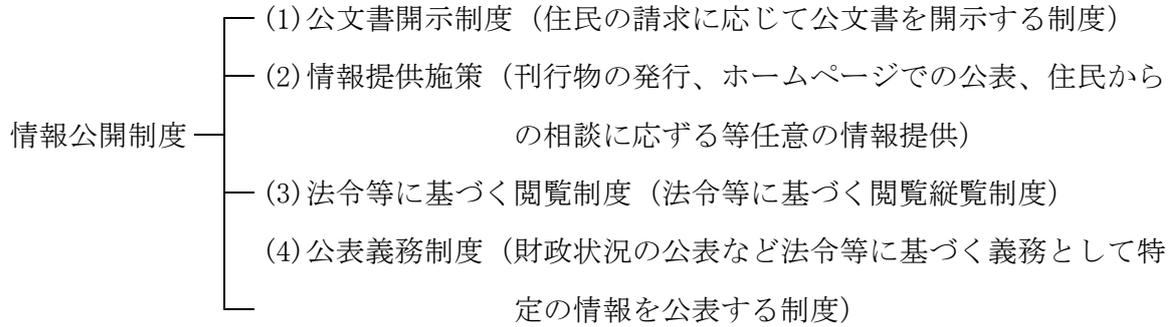
公正で開かれた行政を実現するためには、県の行政機関が保有する情報が広く住民に公開される必要があります。

県の行政機関が保有する情報を住民に提供するにあたっては、刊行物の発行、報道機関への発表等、県の行政機関が主体となっていく多種多様な方法があります。このような情報提供施策を適切に実施すれば、住民の行政に関する情報についての要求に相当程度において応えることは可能です。しかし、これらは県の行政機関側からの任意の情報提供であること、その主たる目的は県の行政機関の事業の遂行に資するためであることなどから、情報を求める住民の要望を充たすのに必ずしも十分でない場合があります。

そこで、住民が主体となり県の行政機関が保有する情報を入手する手段が必要となります。これを制度化したのが公文書開示制度であります。同制度は、行政機関が保有する公文書の開示を求める住民の請求権を明らかにし、住民が請求すれば原則としてすべての公文書を開示することを県の行政機関に義務付けており、情報提供施策と併せて情報公開制度と呼ばれています。

2 広義及び狭義の情報公開制度

広義の情報公開制度は、下記のように4つの制度に区分することができます。



狭義の情報公開制度は、公文書開示制度のことをいいますが、沖縄県情報公開条例では、公文書開示制度とあわせて行政資料等による積極的な情報提供の推進に努めることとしています。

情報公開と公文書開示制度の関係図

		実施機関の義務の有無	
		義務的	任意
情報公開	請求によるもの	(3) 法令等に基づく閲覧制度 ・ 関係文書閲覧及び写しの交付	(1) 公文書開示制度
	請求によらないもの	(4) 法令等に基づく公表義務制度 ・ 条例、規則の公布 ・ 財政状況の公表	(2) 自主的な情報提供 ・ 刊行物の発行 ・ ホームページでの公表 ・ 報道機関への情報提供

3 沖縄県の情報公開制度

本県では、沖縄県情報公開条例（平成3年12月26日公布）を制定し、平成4年7月1日から施行しました。また、情報公開法との調整等を図るため、当該条例を全部改正し、新たな沖縄県情報公開条例を公布しました（平成13年10月23日公布）。新たな条例は、平成14年1月1日から施行されました。

新たな条例は、「地方自治の本旨に即した県政を推進する上で、県民の知る権利を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であるとの認識に立ち、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって県民の参加と監視の下に公正で開かれた県政の推進に資することを目的（条例第1条）としています。

平成26年6月には、公正性の向上及び不服申立て制度の使いやすさ向上の観点から、行政不服審査法が全部改正され（平成28年4月1日施行）、それに伴い、沖縄県情報公開条例においても、平成27年12月に所要の改正を行いました（平成28年4月1日施行）。

改正後の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項は、審査請求がされた審査庁は原則として審理員を指名しなければならない旨規定していますが、条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合には、審理員の指名を要しないこととされているため、外部の有識者で構成される第三者機関であり、不服申立人及び実施機関の双方からの主張を基にインカメラ審理を行うなど、実質的な審理を行っている情報公開審査会は、審理員を指名しなくても審理の公正性が確保されることが認められるため、審理員による審理手続を適用除外としています。

他に、不服申立ての種類が審査請求に一元化されたことに伴い、「審査請求」、「裁決」等用語の整理を行い、また、開示請求に係る不作為事件を情報公開審査会の諮問の対象としました。

平成29年6月には、個人情報保護条例の個人情報の定義が改正されたことに伴い、不開示情報である個人に関する情報の記述等の具体的事項を規定する改正を行いました（平成29年7月25日施行）。

1 基本的な考え方

本県の公文書開示制度は、次のことを制度の基本原則としています。

- (1) 県が保有する情報は原則として開示することとし、不開示とするものは必要最小限度にとどめるものとする（原則開示）。
- (2) 個人に関する情報は、不開示を原則として最大限に保護するものとする。
- (3) 県民に分かりやすく利用しやすい制度とすること。

2 沖縄県の情報公開条例の特色

本県の条例は、以下の点に特色があります。

- (1) 条例の目的に、「知る権利の尊重」、「説明責任」及び「県政への参加と監視」を明記したこと。
- (2) 公文書の開示を実施する県の機関（対象実施機関）に公安委員会及び警察本部長を加えたこと（平成14年7月1日から実施機関となった。）。
- (3) 条例の開示請求の対象となる公文書を決裁・供覧済みの文書から組織共用文書に拡大し、電磁的記録も対象としたこと。
- (4) 請求権者を拡大し、「何人も」請求できるようにしたこと。

3 沖縄県情報公開条例の概要

(1) 目的（第1条）

本条例は、地方自治の本旨に即した県政を推進する上で、県民の知る権利を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であるとの認識に立ち、「公文書の開示を請求する権利を明らかにする」こと及び「情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定める」ことを手段として、「県政に対する県民の理解と信頼を深める」ことを第一次的な目的とし、「県民の参加と監視の下に公正で開かれた県政の推進に資する」ことを高次の目的とする。

(2) 実施機関（第2条第1項）

本条例に基づき公文書の開示を実施する機関

- | | | |
|-----------|------------|-------------|
| ・知事 | ・議会 | ・教育委員会 |
| ・公安委員会 | ・警察本部長 | ・選挙管理委員会 |
| ・監査委員 | ・人事委員会 | ・労働委員会 |
| ・収用委員会 | ・海区漁業調整委員会 | ・内水面漁場管理委員会 |
| ・公営企業の管理者 | ・病院事業の管理者 | |

※平成3年の条例制定当初には議会、公安委員会、警察本部長は規定されていなかったが、平成10年12月議会で議会提案により議会が実施機関に追加され、また

平成13年9月議会で公安委員会、警察本部長が追加された。

(3) 対象公文書（第2条第2項）

「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの。

イ 沖縄県公文書館その他知事が規則で定める機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの。

(4) 請求権者（第5条）

- ・ 何人も

「何人も」には、日本国民のほか、外国人も含まれる。また、自然人、法人のほか、法人でない社団等も含まれる。

- ・ 開示請求権の一般的性格

本条例に定める開示請求権制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情によって、当該公文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。

また、この開示請求権は、あるがままの形で公文書を開示することを求める権利であり、実施機関は、条例第8条に規定する部分開示による場合及び条例第17条に規定する特別の開示の実施の方法による場合を除き、新たに公文書を作成又は加工する義務はない。

(5) 開示請求の手続（第6条）

開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、開示請求は書面を提出して行わなければならないこととしている。

なお、沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に伴い、現在は電子申請もできる。

- ・ 氏名、名称、住所、居所、代表者名

- ・ 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項

(6) 公文書の開示義務・不開示情報（第7条）

- ・ 条例の基本理念は、原則開示である。
- ・ 不開示情報は、次のとおりである。

ア 法令秘情報

法令又は条例の規定により、公にすることができないと認められる情報。

イ 個人に関する情報

個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

ウ 法人等に関する情報

法人等に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。

エ 公共の安全等に関する情報（公安委員会及び警察本部長以外の実施機関）

公にすることにより、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報であつて、公安委員会及び警察本部長以外の実施機関が保有するもの。

オ 公共の安全等に関する情報（公安委員会又は警察本部長）

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報。

カ 審議、検討等に関する情報

県、国、独立行政法人等及び他の地方公共団体の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。

キ 事務又は事業に関する情報

県、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

(7) 部分開示（第8条）

開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(8) 公益上の理由による裁量的開示（第9条）

実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(9) 公文書の存否に関する情報（第10条）

開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

本条を適用する具体例としては、次のような例が考えられる。

ア 特定の個人の病歴に関する情報（第7条第2号）

ある人を名指しして、特定の県立病院に入院していたときのカルテの請求があった場合、当該公文書はあるが、第2号により不開示と回答したのでは、そのことのみで、名指しされた者が当該病院に入院していた事実が明らかになり、プライバシー侵害となる。

イ 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第7条第3号）

特定企業を名指しして新商品の開発計画に関する公文書の開示を請求することにより、特定企業の企業戦略が競争企業に知られ、競争上の地位を侵害することが生じ得る。

ウ 犯罪の内偵捜査に関する情報（第7条第4号及び第5号）

犯人が無関係の第三者に依頼して内偵捜査に関する公文書の開示請求をしたような場合、当該文書の存在を知られることにより、捜査の密行性が損なわれ証拠湮滅を容易にしたりするおそれがある。

エ 政策決定の検討状況の情報（第7条第6号）

道路建設計画を検討している公文書につき、A市〇〇町地域の道路建設計画という特定の名前を挙げて探索的な請求をすることにより、道路建設計画を推測され、土地の買占めなどの投機を招くおそれがある。

オ 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第7条第7号）

保育士試験の問題作成後、試験実施前に「児童福祉施設最低基準に関する保育士問題に関する文書（当該年度）」というように特定分野に限定し

た請求が出された場合、文書は存在するが第7号により不開示と答えた場合には、当該問題が出題されることを開示請求者に知らせてしまうことになるし、不存在と回答すれば、当該問題が出題されないことを知らせてしまうことになる。

(10) 開示請求に対する措置（第11条）

実施機関は、開示請求に対して、開示又は不開示の決定（開示決定等）をし、書面により通知しなければならない。

本条による通知は、知事が保有する公文書の開示等に関する規則第3条に規定する次の書面で行う。

- ア 公文書の全部を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書(規則第4号様式)
- イ 公文書の一部を開示する旨の決定 公文書部分開示決定通知書(規則第5号様式)
- ウ 公文書を開示しない旨の決定(④及び⑤以外) 公文書不開示決定通知書(規則第6号様式)
- エ 開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないとき 公文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書(規則第7号様式)
- オ 開示請求に係る公文書を保有していないとき 公文書不存在による不開示決定通知書(規則第8号様式)

(11) 開示決定等の期限（第12条）

開示決定等は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。

事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長すること(開示請求があった日から起算して最大45日)ができる。

(12) 開示決定等の期限の特例（第13条）

著しく大量な公文書の開示請求があった場合についての開示決定等の期限の特例を定めた。

本条を適用する場合の事務の流れは、以下のとおりである。

- ア 開示請求のあった日から起算して15日以内に、本条を適用する旨等を通知する。
- イ 開示請求のあった日から起算して45日以内に、相当の部分について開示決定等を行う。
- ウ 相当の期間(① 通知において、その期限を示す。)内に、残りの部分について

開示決定等を行う。

(13) 事案の移送（第15条）

開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときなどは、当該他の実施機関の判断にゆだねた方が迅速かつ適切な処理に資することがあると考えられるので、実施機関は、当該他の実施機関と協議の上、事案を移送することができることとした。

(14) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等（第16条）

ア 第三者（県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び開示請求者以外の者）に関する情報が記録されている公文書について開示請求があったときは、当該第三者に意見書の提出の機会を与えることができる。

イ 公益上の理由により開示しようとするときは、当該機会を与えなければならない。

ウ 当該第三者から開示に反対する旨の意見書が提出された場合において、開示決定をするときには、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置いて、開示の実施前に当該第三者が争訟を提起する機会を確保し、第三者の権利利益の保護を図る。

(15) 開示の実施（第17条）

ア 「文書又は図画」の開示の方法

「文書又は図画」という視覚によって直接その内容を確認できる公文書については、公文書そのものを見せる「閲覧」と、その写しを作成して交付する「写しの交付」を開示の方法とした。開示を受ける者は、そのいずれか又は両方の方法を選択することができる。写しの作成については、通常は複写機によることとなるが、マイクロフィルムであれば用紙への印刷、などの方法によることとなる。

イ 「電磁的記録」の開示の方法

電磁的記録の開示方法については、種々の形態が考えられるところであり、特に電子計算機処理に係る情報については再生用機器の普及状況及びセキュリティの確保に係る技術的・専門的な観点からの検討を行う必要があることから、「その種別、情報化の進展状況等を勘案して知事が規則で定める」としたものである。

具体的には、用紙に出力したものの閲覧、専用機器により再生したものの閲覧又は視聴や、用紙に出力したものの、フロッピーディスクに複写したものなど

の交付が定められている(施行規則第5条参照)。

ウ 公文書の保存に支障を生ずるおそれがあるとき等の写しの閲覧(ただし書)
文書、図画の閲覧については、原本の保存に支障を生ずるおそれがあるなど、
原本を閲覧に供することが困難な場合があり得るので、その場合には、写しに
よることとしている。

例えば、原本の傷みが激しくそのまま開示に供することが当該公文書の保存に支
障がある場合、原本を事務事業に使用する必要があり閲覧等に供すると事務事業の
遂行に支障がある場合、部分的に不開示の箇所があり的確に部分開示をするため
には墨塗りを施す必要がある場合等において、同一性を保持した上で、いったん原本
の写しを作成し、これを閲覧に供したり、これの写しに墨塗りをしたもの又はこれ
らの写しを閲覧に供し又は交付することを想定している。

(16) 他の制度との調整(第18条)

ア 他の法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が開示することと
されている場合には、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行
わない。

イ 県の図書館、博物館その他の県の施設又は機関において管理している公文書
であって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるとされているものにつ
いては、この条例に基づく開示請求を認めない。

ウ 「その他の県の施設又は機関」には、次のようなものがある。

- ・ 沖縄県行政情報センター
- ・ 宮古行政情報コーナー
- ・ 八重山行政情報コーナー
- ・ 統計資料閲覧室
- ・ 県民生活センター

(17) 費用負担(第19条)

公文書の写しの作成及び送付に要する費用の負担について定めた。

(18) 審理員による審理手続に関する規定の適用除外(第20条)

開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査
法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(19) 沖縄県情報公開審査会への諮問(第21条)

開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求を受け当該審査請求に対
する裁決をすべき実施機関に対し、原則として情報公開審査会への諮問を義務付け

た。

ア 情報公開審査会への諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

イ 諮問をした実施機関は、審査請求人や参加人等へ諮問をした旨を通知しなければならない。

(20) 沖縄県情報公開審査会（第23条）

ア 第21条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議する。

イ 情報公開に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じ答申し、及び意見を述べることができる。

(21) 調査審議手続の非公開（第28条）

審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(22) 情報提供の推進（第31条）

ア 「情報公開制度」は、公文書開示制度と情報提供の二本柱から成るものであり、公正で開かれた県政の推進のため、情報提供施策の充実を図ることを定めた。

イ 「情報提供」とは、県が自主的・能動的に、又は県民の求めに応じてその保有する情報を県民に提供することをいう。

具体的には、テレビやラジオでの放送、各種の広報紙誌の発行、行政資料の配布、県ホームページによる情報提供、担当課（所）での説明等をいう。

また、行政情報センターでは、各課（所）等が発行する行政資料等を入手するとともに、行政資料目録を発行し、当該行政資料の閲覧・所在案内を行っている。

(23) 出資等法人の情報公開（第33条）

県が出資その他財政支出等を行う法人であって、実施機関が定める「出資等法人」は、その性格及び業務内容に応じ、情報公開を行うよう努めること、また、実施機関は、出資等法人に対し情報公開を進めるよう指導に努めなければならないことを定めた。

(24) 運用状況の公表（第37条）

公文書開示制度の適正な運営と健全な発展を期するため、毎年度、公文書の開示の運用状況を県公報に登載して公表する。

(25) 適用除外（第38条）

本条は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）の適用除

外とされている公文書については、本条例を適用しないことを定めたものである。

情報公開法の適用除外とすることが定められているものとして、刑事訴訟法に規定する「訴訟に関する書類及び押収物」や漁業法に規定する「免許漁業原簿」等があるが、これらの公文書の開示・不開示の取扱いは、個別法において体系的に整備されており、当該制度にゆだねることが適当であることから、国の場合は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により情報公開法を適用しないこととしている。

したがって、このような公文書を実施機関が管理している場合、国の情報開示制度との整合性を考慮し、本条例も適用しないこととするものである。

Ⅱ 情報公開制度の実施状況

1 公文書開示請求の受付状況

平成 29 年度における公文書の開示請求は、2,132 件であり、前年度の 2,716 件に比べ 21.5 % 減となっている。

その主な要因としては、これまで開示請求により行ってきた工事設計書等の開示について、土木建築部(平成27年10月)及び企業局(平成28年4月)に加え、農林水産部が平成29年4月から情報提供に切り替えたことが挙げられる。

表1 公文書開示請求の受付状況 (単位:件)

区 分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
本 庁 (行政情報センター)	1,097	2,810	4,641	1,921	1,278
宮古事務所 (宮古行政情報コーナー)	0	0	0	0	0
八重山事務所 (八重山行政情報コーナー)	0	0	0	0	0
出先機関 (宮古・八重山事務所以外)	400	550	723	723	794
公安委員会	1	1	1	6	1
警察本部長	14	19	18	66	59
合 計	1,512	3,380	5,383	2,716	2,132

注1 開示請求とは、沖縄県情報公開条例第6条の規定に基づく区分の開示請求である。

2 件数は、提出された請求書の受付件数である。

2 公文書の実施機関別開示請求状況

請求件数の実施機関別の割合は、知事部局 87.9 %、教育委員会 6.5 %、警察本部長 2.8 %となっている。知事部局について部別に見ると、土木建築部が 47.1 %、保健医療部が 27.4 %を占めている。

表2 実施機関別の請求状況 (単位:件)

実施機関		年 度				
		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
知事部局	知事公室	4	16	40	42	24
	総務部	24	17	33	18	27
	企画部	9	15	53	12	9
	環境生活部	310				
	福祉保健部	236				
	環境部		72	65	91	74
	子ども生活福祉部		27	40	20	31
	保健医療部		339	634	629	514
	農林水産部	129	618	1,025	685	292
	商工労働部	35	20	15	34	16
	文化観光スポーツ部	6	8	5	5	4
	土木建築部	561	1,823	2,927	802	882
	出納事務局	1	0	2	1	1
	知事部局計	1,315	2,955	4,839	2,339	1,874
議 会	5	12	10	35	10	
教 育 委 員 会	115	120	168	173	139	
選 挙 管 理 委 員 会	10	9	9	13	11	
人 事 委 員 会	1	0	2	3	0	
監 査 委 員	0	0	0	1	0	
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0	
収 用 委 員 会	0	2	0	4	6	
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	
企 業 局	41	226	317	53	15	
病 院 事 業 局	10	36	19	23	17	
公 安 委 員 会	1	1	1	6	1	
警 察 本 部 長	14	19	18	66	59	
合 計	1,512	3,380	5,383	2,716	2,132	

注 斜線部分は組織編成により廃止されたものである。

3 公文書開示請求の処理状況

表3 処理状況

(単位:件)

区 分		年 度					
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
請求件数		1,512	3,380	5,383	2,716	2,132	
処理状況	決定済	開示	1,028	2,828	4,138	1,839	1,382
		部分開示	350	413	752	669	655
		不開示	135	145	60	28	35
		存否応答拒否	3	3	1	3	5
		不存在	94	15	263	153	128
	小計	1,610	3,404	5,214	2,692	2,205	
取 下 げ		28	43	184	83	40	
合 計		1,638	3,447	5,398	2,775	2,245	

注 1件の開示請求に対し、複数の決定をした場合があるため、請求件数と決定(処理)件数は一致しない。

4 部分開示及び不開示の内訳

公文書の開示可否の決定に関して、条例第7条各号に該当し、部分開示及び不開示の決定に係る不開示(非公開)の事項別該当件数は次のとおりである。

表4 不開示理由事項別内訳

区 分		年 度				
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1号	法令秘情報	9	2	0	24	3
2号	個人に関する情報	220	266	541	564	599
3号	法人等に関する情報	113	84	69	146	127
4号	公共の安全等に関する情報 (公安委員会及び警察本部長以外)	1	4	7	12	6
5号	公共の安全等に関する情報 (公安委員会又は警察本部長)	0	1	5	23	5
6号	審議、検討等に関する情報	9	14	13	10	10
7号	事務又は事業に関する情報	90	84	136	63	61
合 計		442	455	771	842	811

注 請求1件につき、複数の不開示理由を適用したものがあため、適用理由件数は不開示及び部分開示決定の合計件数とは一致しない。

5 不服申立ての状況

平成 29 年度は、公文書の開示に関する決定に対し、行政不服審査法の規定に基づく不服申立てが前年度からの継続分を含めて 20 件あり、そのうち 18 件が審査会へ諮問された。

表5 不服申立ての状況

(単位:件)

	不服申立て a	取下げ b	未処理 c	諮問 d (a-b-c)	諮問に対する処理状況(dの内訳)							
					審議前	審議中	取下げ	答申 e	答申(e)の内容			
									認容	一部認容	棄却	却下
平成 25 年度	17(9)	1	2	14(9)	1	2	0	11(9)	3(3)	0	8(6)	0
平成 26 年度	20(5)	6	3	11(5)	0	4	2	5(3)	2(2)	2(1)	1(0)	0
平成 27 年度	17(7)	1(1)	0	16(6)	0	9	1	4(3)	0	2(1)	2(2)	0
平成 28 年度	24(9)	0	8	16(9)	0	3	2	10(9)	2(2)	5(5)	3(2)	0
平成 29 年度	25(11)	0	7(5)	18(6)	2	8	0	7(5)	0(0)	2(2)	5(3)	0

注 1 括弧書きの件数は、前年度からの処理継続に係るもので内数である。

2 平成 26 年度以外は諮問併合があったため、諮問とその内訳の数は一致しない。

6 沖縄県情報公開審査会の開催等の状況

沖縄県情報公開審査会は、平成 4 年 7 月 1 日の条例施行と同時に沖縄県公文書公開審査会として設置され、知事が委嘱する 5 人の委員によって構成された。新条例の施行に伴い、平成 14 年 1 月 1 日から名称が沖縄県情報公開審査会に改められた。

委員の任期は 2 年、平成 29 年度の審査会の開催回数は 10 回となっている。

表6 沖縄県情報公開審査会委員名簿 (五十音順)

任期:平成 29 年 1 月 9 日~平成 31 年 1 月 8 日(2年) (平成 30 年 3 月 31 日現在)

氏名	役職等	備考
赤嶺 真也	弁護士	
井上 禎男	琉球大学教授	会長
上江洲 純子	沖縄国際大学教授	
植松 孝則	弁護士	会長職務代理者
儀部 和歌子	弁護士	

表7 審査会の開催状況等

開催日	区分	審議内容
平成 29 年5月 15 日	第 276 回	<p>(1)沖縄県諮問環第 18 号「平成 27 年 10 月 22 日付けで文書送達（南風原町新川 217 番地に関する監視票の写し）」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)沖縄県諮問環第 785 号「中城村発注の村道中城城跡線改良舗装工事（8工区）についての廃棄物に係る改善報告書」及び「路盤材納入業者への立入検査に係る指導票」その他1件に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)沖広相（公委）第2号宜野湾市長選挙における翁長知事の戸別訪問等に関する公文書の存否を明らかにしない不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4)沖縄県情報公開条例の一部改正について</p>
平成 29 年6月 19 日	第 277 回	<p>(1)沖広相（公委）第2号A市長選挙におけるBの戸別訪問等に関する公文書の存否を明らかにしない不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)沖縄県諮問環第 18 号「平成 27 年 10 月 22 日付けで文書送達（南風原町新川 217 番地に関する監視票の写し）」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)沖縄県諮問環第 785 号「中城村発注の村道中城城跡線改良舗装工事（8工区）についての廃棄物に係る改善報告書」及び「路盤材納入業者への立入検査に係る指導票」その他1件に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p>
平成 29 年7月 24 日	第 278 回	<p>(1)沖縄県諮問環第 785 号「中城村発注の村道中城城跡線改良舗装工事（8工区）についての廃棄物に係る改善報告書」及び「路盤材納入業者への立入検査に係る指導票」その他1件に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)沖広相（公委）第 14 号による石川警察署が作成した特定個人に係る死体発見報告書に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)沖縄県教育委員会教育長諮問1号によるA市の児童が自殺した件についての情報一切に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4)沖縄県教育委員会教育長諮問2号によるA市の児童が自殺した件についての情報一切に係る公文書部分開示決定に対する審査請求に対する不作為の審査請求について</p> <p>(5)沖縄県教育委員会教育長諮問3号によるA市の児童が自殺した件についての情報一切に係る公文書部分開示決定及び公文書の不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(6)沖縄県諮問土第6号沖縄県中城公園の遊具の設置場所を決め</p>

		た理由に係る公文書開示決定に対する審査請求について
平成 29 年 8 月 30 日	第 279 回	<p>(1) 沖縄県諮問環第 785 号「中城村発注の村道中城城跡線改良舗装工事(8工区)についての廃棄物に係る改善報告書」及び「路盤材納入業者への立入検査に係る指導票」その他1件に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2) 沖縄県諮問土第6号沖縄県中城公園の遊具の設置場所を決めた理由に係る公文書開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3) 沖縄県諮問環第 18 号「平成 27 年 10 月 22 日付けで文書送達(南風原町新川 217 番地に関する監視票の写し)」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4) 沖広相(公委)第 14 号による石川警察署が作成した特定個人に係る死体発見報告書に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5) 沖縄県教育委員会教育長諮問1号によるA市の児童が自殺した件についての情報一切に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(6) 沖縄県教育委員会教育長諮問2号によるA市の児童が自殺した件についての情報一切に係る公文書部分開示決定に対する審査請求に対する不作為の審査請求について</p> <p>(7) 沖縄県教育委員会教育長諮問3号によるA市の児童が自殺した件についての情報一切に係る公文書部分開示決定及び公文書の不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(8) 沖縄県諮問保第3号による平成 28 年 11 月末、平成 29 年 1 月末の市町村事業費納付金・標準保険料率算定結果表に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p>
平成 29 年 10 月 2 日	第 280 回	<p>(1) 沖縄県諮問土第6号沖縄県中城公園の遊具の設置場所を決めた理由に係る公文書開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2) 沖縄県諮問環第 18 号「平成 27 年 10 月 22 日付けで文書送達(南風原町新川 217 番地に関する監視票の写し)」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3) 沖広相(公委)第 14 号石川警察署が作成した特定個人に係る死体発見報告書に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4) 沖縄県教育委員会教育長諮問1号A市の児童が自殺した件についての情報一切に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5) 沖縄県教育委員会教育長諮問2号A市の児童が自殺した件についての情報一切に係る公文書部分開示決定に対する審査請求に対する不作為の審査請求について</p> <p>(6) 沖縄県教育委員会教育長諮問3号によるA市の児童が自殺した</p>

		<p>件についての情報一切に係る公文書部分開示決定及び公文書の不在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(7)沖縄県諮問保第3号平成 28 年 11 月末、平成 29 年1月末の市町村事業費納付金・標準保険料率算定結果表に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(8)沖広相(公委)第 26 号北部訓練場ヘリパッド建設工事に伴う沖縄県特別派遣報告書不開示決定に対する審査請求について</p>
平成 29 年 10 月 30 日	第 281 回	<p>(1)沖縄県諮問土第6号沖縄県中城公園の遊具の設置場所を決めた理由に係る公文書開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)沖縄県諮問環第 18 号「平成 27 年 10 月 22 日付けで文書送達(南風原町新川 217 番地に関する監視票の写し)」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)沖広相(公委)第 14 号石川警察署が作成した特定個人に係る死体発見報告書に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4)沖縄県教育委員会教育長諮問1号A市の児童が自殺した件についての情報一切に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5)沖縄県教育委員会教育長諮問2号A市の児童が自殺した件についての情報一切に係る公文書部分開示決定に対する審査請求に関する不作為の審査請求について</p> <p>(6)沖縄県教育委員会教育長諮問3号A市の児童が自殺した件についての情報一切に係る公文書部分開示決定及び公文書の不在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(7)沖縄県諮問保第3号平成 28 年 11 月末、平成 29 年1月末の市町村事業費納付金・標準保険料率算定結果表に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(8)沖広相(公委)第 26 号北部訓練場ヘリパッド建設工事に伴う沖縄県特別派遣報告書不開示決定に対する審査請求について</p>
平成 29 年 11 月 27 日	第 282 回	<p>(1)沖広相(公委)第 26 号北部訓練場ヘリパッド建設工事に伴う沖縄県特別派遣報告書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)沖縄県諮問保第3号平成 28 年 11 月末、平成 29 年1月末の市町村事業費納付金・標準保険料率算定結果表に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)沖縄県諮問環第 18 号「平成 27 年 10 月 22 日付けで文書送達(南風原町新川 217 番地に関する監視票の写し)」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4)沖広相(公委)第 14 号石川警察署が作成した特定個人に係る死体発見報告書の公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5)沖縄県教育委員会教育長諮問1号及び諮問2号A市の児童が</p>

		<p>自殺した件についての情報一切に係る公文書部分開示決定に対する審査請求及び不作為の審査請求について</p> <p>(6)沖縄県教育委員会教育長諮問3号A市の児童が自殺した件についての情報一切に係る公文書部分開示決定及び公文書の不存在による不開示決定に対する審査請求について</p>
平成 30 年1月 31 日	第 283 回	<p>(1)沖縄県教育委員会教育長諮問1号及び諮問2号A市の児童が自殺した件についての情報一切に係る公文書部分開示決定に対する審査請求及び不作為の審査請求について</p> <p>(2)沖縄県教育委員会教育長諮問3号A市の児童が自殺した件についての情報一切に係る公文書部分開示決定及び公文書の不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)沖広相(公委)第 26 号北部訓練場ヘリパッド建設工事に伴う沖縄県特別派遣報告書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4)沖縄県諮問保第3号平成 28 年 11 月末、平成 29 年1月末の市町村事業費納付金・標準保険料率算定結果表に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5)農整第 1733 号金武町所在の上福地ダムに関する事業の資料に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(6)沖縄県諮問土第 17 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(7)沖縄県諮問土第 18 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(8)沖縄県諮問土第 19 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p>
平成 30 年2月 20 日	第 284 回	<p>(1)沖縄県教育委員会教育長諮問1号及び諮問2号A市の児童が自殺した件についての情報一切に係る公文書部分開示決定に対する審査請求及び不作為の審査請求について</p> <p>(2)沖縄県教育委員会教育長諮問3号A市の児童が自殺した件についての情報一切に係る公文書部分開示決定及び公文書の不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)沖広相(公委)第 26 号北部訓練場ヘリパッド建設工事に伴う沖縄県特別派遣報告書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4)沖縄県諮問土第 17 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5)沖縄県諮問土第 18 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(6)沖縄県諮問土第 19 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(7)沖縄県諮問土第 22 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p>

		(8)教人第 2233 号沖縄県内の公立学校に関する体罰事故報告書の公文書部分開示決定に対する審査請求について
平成 30 年3月 20 日	第 285 回	<p>(1)沖縄県教育委員会教育長諮問1号及び諮問2号特定市の児童が自殺した件についての情報一切に係る公文書部分開示決定に対する審査請求及び不作為の審査請求について</p> <p>(2)沖縄県教育委員会教育長諮問3号特定市の児童が自殺した件についての情報一切に係る公文書部分開示決定及び公文書の不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)沖縄県諮問保第3号市町村事業費納付金・標準保険料算定結果表に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4)農整第 1733 号金武町所在の上福地ダムに関する事業の資料に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5)沖縄県諮問土第 17 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(6)沖縄県諮問土第 18 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(7)沖縄県諮問土第 19 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(8)沖縄県諮問土第 22 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(9)沖縄県諮問土第 24 号岸壁使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(10)教人第 2233 号沖縄県内の公立学校に関する体罰事故報告書の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(11)沖縄県諮問土第 25 号工作物新築等及び公共用財産使用許可申請書等の公文書部分開示決定に対する審査請求について</p>

7 不服申立ての処理状況一覧

NO	不服申立て年月日	不服申立ての対象となった公文書等	原決定	不開示根拠 (条例第7条各号等)	情報公開審査会	不服申立てに対する決定(裁決)	備考
	実施機関名 (諮問番号)		①開示請求日 ②決定日 ③決定状況		①諮問日 ②答申日 ③答申番号 ④答申内容		
1	H28.10.5 知事 道路街路課	特定番地に係る契約書、領収書、地積測量図、立会証明書等全ての書類に係る公文書	①H28.8.26 ②H28.9.8 ③不開示	不存在	未諮問		
2	H28.10.6 知事 環境整備課(諮問環第785号、785-2号)	産業廃棄物処理施設・事業所監視票/中部保健所環境保全班公害苦情受付・調査・処理票(※H29年2月に併合)	①H28.6.30 ②H28.7.11 ③部分開示	第2号 第3号	①H29.1.24 ②H29.9.8 ③答申第88号 ④棄却	①H29.10.27 ②棄却	
3	H28.10.6 知事 都市計画・モノレール課(諮問土第6号)	中城公園施設設計業務委託報告書他2件	①H28.9.1 ②H28.9.15 ③開示	第11条第1項	①H29.7.18 ②H29.11.8 ③答申第89号 ④棄却	①H29.11.28 ②棄却	
4	H28.10.25 知事 道路街路課	特定番地に係る土地を売買契約することになった経緯が明らかになる全ての関係書類一式	①H28.10.4 ②H28.10.14 ③不開示	第2号	未諮問		
5	H28.11.8 知事 道路街路課	特定番地に係る売買契約書及び図面並びに売買に至ることになった経緯が明らかになる全ての関係書類一式他1件	①H28.10.4 ②H28.10.14 ③不開示	不存在	未諮問		
6	H28.11.22 教育庁 義務教育課(教育委員会教育長諮問1号)	特定市の児童が自殺した件についての情報一切に係る公文書	①H28.10.17 ②H28.11.4 ③部分開示	第2号 第6号 第7号	①H29.6.29 ②H30.3.30 ③答申第93号 ④一部容認		※NO.11と諮問併合(H29年10月)
7	H28.12.3 知事 平和援護・男女参画課	平成27年度苦情に関する調査状況に係る文書	①H28.10.26 ②H28.11.2 ③不開示	第2号	未諮問		
8	H29.1.13 公安委員会 沖広相(公委)第2号	特定個人に関する告訴状の受理結果	①H28.10.15 ②H28.10.19 ③存否応答拒否による不存在	第2号 第5号 第10条	①H29.2.9 ②H29.7.5 ③答申第87号 ④棄却	①H29.7.13 ②棄却	
9	H29.1.16 知事 道路街路課	特定番地に係る土地売買契約書が綴られている文書ファイルの目次部分に係る公文書	①H28.11.8 ②H28.11.10 ③不開示	不存在	未諮問		
10	H29.1.26 知事 環境整備課(諮問環第18号)	平成27年10月22日付で文書送達(南風原町の特定番地に関する監視票の写し)	①H28.10.25 ②H28.11.21 ③不開示	第7号	①H29.2.23 ②H29.12.5 ③答申第90号 ④一部容認	①H29.12.15 ②一部容認	
11	H29.3.21 教育庁 義務教育課(教育委員会教育長諮問2号)	特定市の児童が自殺した件についての情報一切に係る公文書(※不作為の審査請求)			①H29.6.29 ②H30.3.30 ③答申第93号 ④一部容認		※NO.6と諮問併合(H29年10月)
12	H29.4.19 教育庁 義務教育課(教育委員会教育長諮問3号)	特定市の児童が自殺した件についての情報一切に係る公文書	①H28.10.17 ②H29.3.31 ③部分開示	第2号 第6号 第7号	①H29.6.29		
13	H29.5.1 公安委員会 沖広相(公委)第14号	石川警察署が作成した特定個人に係る死体発見報告書に係る公文書	①H29.2.16 ②H29.2.21 ③不開示	第2号	①H29.6.26 ②H29.12.4 ③答申第91号 ④棄却	①H29.12.21 ②棄却	

NO	不服申立て年月日	不服申立ての対象となった公文書等	原決定	不開示根拠 (条例第7条各号等)	情報公開審査会	不服申立てに対する決定(裁決)	備考
	実施機関名 (諮問番号)		①開示請求日 ②決定日 ③決定状況		①諮問日 ②答申日 ③答申番号 ④答申内容		
14	H29.7.25 知事	平成28年11月末、平成29年1月末の市町村事業費納付金・標準保険料率算定結果表に係る公文書	①H29.7.12 ②H29.7.25 ③部分開示	第6号 第7号	①H29.8.23		
	H29.7.25 国民健康保険課(諮問保第3号)						
15	H29.8.5 公安委員会	北部訓練場ヘリパッド建設工事に伴う沖縄県特別派遣報告書	①H29.6.9 ②H29.7.14 ③不開示	第5号	①H29.9.14 ②H30.3.1 ③答申第92号 ④棄却	①H30.3.7 ②棄却	
	H29.8.5 沖広相(公委)第26号						
16	H29.10.10 教育庁	沖縄県内の公立学校に関する体罰事故報告書	①H29.8.23 ②H29.9.6 ③部分開示	第2号	①H30.1.23		
	H29.10.10 学校人事課(教人第2233号)						
17	H29.11.17 知事	金武町所在の上福地ダムに関する事業の資料に係る公文書	①H29.8.1 ②H29.8.21 ③不存在による不開示	第11条第2項	①H29.11.30		
	H29.11.17 農地農村整備課(農整第1733号)						
18	H29.12.20 知事	岸壁使用許可申請書等の公文書	①H29.10.26 ②H29.12.7 ③部分開示	第2号	①H30.1.22		
	H29.12.20 港湾課(諮問土第17号)						
19	H29.12.20 知事	岸壁使用許可申請書等の公文書	①H29.11.2 ②H29.12.14 ③部分開示	第2号	①H30.1.22		
	H29.12.20 港湾課(諮問土第18号)						
20	H29.12.21 知事	岸壁使用許可申請書等の公文書	①H29.11.6 ②H29.12.19 ③部分開示	第2号	①H30.1.22		
	H29.12.21 港湾課(諮問土第19号)						
21	H30.1.4 知事	沖縄県介護保険審査会議事録	①H29.10.12 ②H29.10.27 ③不存在による不開示	第11条第2項	未諮問		
	H30.1.4 高齢者福祉介護課						
22	H30.1.9 知事	沖縄県介護保険審査会資料(平成28年度(料)第3号事件)13~16ページ	①H29.10.31 ②H29.11.15 ③開示		未諮問		
	H30.1.9 高齢者福祉介護課						
23	H30.1.12 知事	岸壁使用許可申請書等の公文書	①H29.11.22 ②H30.1.4 ③部分開示	第2号	①H30.2.8		
	H30.1.12 港湾課(諮問土第22号)						
24	H30.1.22 知事	岸壁使用許可申請書等の公文書	①H29.12.4 ②H30.1.17 ③部分開示	第2号	①H30.2.20		
	H30.1.22 港湾課(諮問土第24号)						
25	H30.1.30 知事	工作物新築等及び公共用財産使用許可申請書等の公文書	①H29.12.6 ②H30.1.19 ③部分開示	第2号	①H30.3.5		
	H30.1.30 海岸防災課(諮問土第25号)						

(注) 条例第7条各号(不開示根拠)について

第1号:法令秘情報、第2号:個人に関する情報、第3号:法人等に関する情報、第4号:公共の安全等に関する情報(公安委員会及び警察本部長以外の機関)、第5号:公共の安全等に関する情報(公安委員会及び警察本部長)、第6号:審議・検討等に関する情報、第7号:事務又は事業に関する情報

8 沖縄県情報公開審査会答申概要

沖縄県情報公開審査会答申第87号 概要

①件名	特定個人に関する告訴状の受理結果に係る公文書の存否を明らかにしない不開示決定に対する審査請求
②開示請求日	平成28年10月15日(平成28年10月17日受理)
③実施機関 諮問実施機関	沖縄県警察本部長(刑事部 捜査第二課) 沖縄県公安委員会
④決定年月日	平成28年10月19日
⑤決定内容	公文書の存否を明らかにしない不開示決定
⑥審査請求日	平成29年1月13日
⑦審査請求の趣旨(要旨)	公文書の開示決定を求める
⑧審査請求の理由(要旨)	A市長選挙が行われ、その選挙戦においてBが戸別訪問をやっている様子が放送され、これは公職選挙法に違反すると市民が告訴状を出している。その結果を教えてくださいと情報公開請求を行ったが、不開示となり納得いかなかったため審査請求する
⑨諮問年月日	平成29年2月9日
⑩答申年月日	平成29年7月5日
⑪答申の概要	<p>○審査会の結論 沖縄県警察本部長(以下「実施機関」という。)が行った公文書の存否を明らかにしない不開示決定は、妥当である。</p> <p>○審査会の判断(要旨)</p> <p>1 本件請求について 本件請求は、A市長選挙においてBが個別訪問を行っている映像が特定放送局から放映された件に関する告発状の受理に係る検察庁からの結果報告についての開示を求めるものである。なお、審査請求人の主張する「告訴状」とは、法律上の「告発状」を意味するものと考えられる。</p> <p>2 条例第10条の趣旨について 条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる場合は、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる規定している。 実施機関は、本件請求文書の存否を明らかにすることにより、条例第7条第2号及び第5号の不開示情報を開示することとなるため、条例第10条に基づく存否を明らかにしない不開示決定を行っていることから、その適否について判断する。</p> <p>3 条例第7条第2号該当性 本件請求では、B個人があらかじめ特定されており、当該個人が識別されることは明らかであるから、条例第7条第2号本文に該当する。</p> <p>4 条例第7条第5号該当性 本件請求文書の存否を明らかにした場合、警察が告発状を受理し捜査を行っているか否かという捜査情報が明らかとなり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第5号に該当する。</p> <p>5 条例第10条該当性 本件請求は、個人Bを特定して請求を行っていることから、その存否を答えるだけで条例第7条第2号の不開示情報を開示することとなることは明らかであり、また、その存否を答えるだけで条例第7条第5号の不開示情報を開示することにもなる。よって、条例第10条の規定によりその存否を明らかにしないで本件請求を拒否したことは、妥当であると認められる。 以上から、「第1審査会の結論」のとおり判断するものである。</p>

沖縄県情報公開審査会答申第88号 概要

①件名	「産業廃棄物処理施設・事業所監視票」及び「中部保健所環境保全班公害苦情受付・調査・処理票」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	平成28年6月30日 平成28年8月12日
③実施機関 諮問実施機関	沖縄県知事（環境整備課）
④決定年月日	平成28年7月11日、平成28年8月24日
⑤決定内容	公文書部分開示決定
⑥審査請求年月日	平成28年10月6日
⑦審査請求の趣旨(要旨)	公文書の全部開示を求める
⑧審査請求の理由(要旨)	写真等の証拠となる事実がないため
⑨諮問年月日	平成29年1月24日
⑩答申年月日	平成29年9月8日
⑪答申の概要	<p>○審査会の結論 沖縄県知事(以下「実施機関」という。)が行った公文書部分開示決定は、妥当である。</p> <p>○審査会の判断(要旨)</p> <p>1 本件公文書について</p> <p>(1) 本件公文書1について 本件公文書1は、実施機関が特定した平成28年6月21日付けと同年6月30日付けの「(一般、産業)廃棄物処理施設・事業所監視票」(以下「監視票」という。)と立入検査において指摘された事項に対して立入検査を受けた事業所が作成し実施機関へ提出した是正措置報告書(以下「是正措置報告書」という。)である。</p> <p>(2) 本件公文書2について 本件公文書2「中部保健所環境保全班 公害苦情受付・調査・処理票」は、廃棄物不適正処理事案への対応状況を記録するものであり、申立人、苦情内容、発生源、処理結果、処理経過で構成されている。</p> <p>(3) 文書の特定について 審査請求人は、本件請求について特定された本件公文書1及び本件公文書2以外にも廃プラスチック、金属くず、廃材等を取り除いた写真等が存在する旨を主張しているため、当審査会は、実施機関に対して改めて上記写真等の文書について保有の有無を確認させた。実施機関は、村道中城城跡線改良舗装工事(8工区)が中城村の事業であり、事業の発注者及び監督者である中城村において廃棄物が除去されたことを確認し、実施機関へ報告書が提出された経緯を踏まえ、中城村から提出された写真以外は保有していないと説明する。 実施機関の説明に不適切不自然な点は認められない。よって、本件公文書1及び本件公文書2以外に特定すべき文書は存在しないため、実施機関の文書の特定は妥当である。</p> <p>2 不開示情報該当性 実施機関は、本件公文書について条例第7条第2号及び第3号に該当する部分を不開示とする公文書部分開示決定を行っており、これに対し審査請求人は部分開示決定を取り消し全て開示することを求めているため、以下、当該不開示情報該当性の検討を行う。</p> <p>(1) 本件公文書1について 監視票に記載された立会人の氏名は、条例第7条第2号に該当する個人を識別することができる情報であり、本件立会人は条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しないため不開示とすることが妥当である。</p>

また、是正措置報告書には、有限会社Bの代表者印が押印されており、これを公にすることにより条例第7条第3号に該当する法人の権利、競争上の地位、正当な利益を害するおそれがあるものと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(2) 本件公文書2について

本件公文書2には、苦情申立人の氏名及び住所等の連絡先や株式会社Aと有限会社Bの立会人の氏名が記載されており、これらは条例第7条第2号に該当する個人を識別することができる情報であり、不開示とすることが妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

沖縄県情報公開審査会答申第89号 概要

①件名	中城公園の遊具の設置場所を決めた理由に係る公文書開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	平成28年9月1日
③実施機関	沖縄県知事（都市計画・モノレール課）
④決定年月日	平成28年9月15日 平成29年3月17日
⑤決定内容	公文書開示決定
⑥審査請求年月日	平成28年10月6日
⑦審査請求の趣旨(要旨)	請求した文書の開示を求める
⑧審査請求の理由(要旨)	設置場所を決めた理由の中に地形の判断がないため
⑨諮問年月日	平成29年7月18日
⑩答申年月日	平成29年11月8日
⑪答申の概要	<p>○審査会の結論 沖縄県知事(以下「実施機関」という。)が行った公文書開示決定は、妥当である。</p> <p>○審査会の判断(要旨)</p> <p>1 審査請求人は、本件公文書1、本件公文書2及び本件公文書3として特定された公文書のうち、本件公文書1について、遊具の設置場所を決めた理由の中に地形を判断した資料がないと主張した。 そのため実施機関は、審査請求人へ聞き取りを行い、「トランポリン遊具の隣接斜面における地すべりの検討についての資料」を本件公文書4として改めて特定して開示しており、他に該当する公文書はないと主張している。 これに対し審査請求人は、資料が全部開示されていないと反論している。</p> <p>2 本件公文書4は、平成21年度中城公園調査測量設計業務委託(H21-4)土質調査報告書の一部であり、トランポリン遊具設置箇所及び周辺斜面を調査した報告書である。調査により、地すべりの兆候を示す変状が見られた箇所については、横ボーリング工の対策を実施している。</p> <p>3 本件処分について 当審査会は、本件公文書4のほかにトランポリン遊具の隣接斜面における地すべりの検討を行った資料の存否について、実施機関に対して改めて保有の有無を確認させた。 実施機関は、中城公園に関する委託業務等を改めて確認し、本件公文書4のほかに、中城公園のトランポリン遊具を設置した隣接斜面の地すべりに関して検討を行った委託業務等はないことを確認しており、実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。</p> <p>付言 本件は、諮問までに4か月を要しているため、今後、審査請求の対応にあたっては、迅速且つ的確に行うことが望まれる。</p>

沖縄県情報公開審査会答申第90号 概要

①件名	平成27年10月22日付けで作成・交付した南風原町の特定番地に関する産業廃棄物処理施設・事業所監視票に係る公文書不開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	平成28年10月25日
③実施機関	沖縄県知事（環境整備課）
④決定年月日	平成28年11月21日
⑤決定内容	公文書不開示決定
⑥審査請求年月日	平成29年1月26日
⑦審査請求の趣旨(要旨)	文書の開示を求める
⑧審査請求の理由(要旨)	審査請求人は、特定番地の所有者であり、当該土地には、投棄された産業廃棄物が残っているため
⑨諮問年月日	平成29年2月23日
⑩答申年月日	平成29年12月5日
⑪答申の概要	<p>○審査会の結論 沖縄県知事(以下「実施機関」という。)が行った公文書不開示決定は、妥当ではなく、部分開示とするべきである。</p> <p>○審査会の判断(要旨)</p> <p>1 本件公文書について 本件公文書は、平成27年10月22日付けで特定番地について南部保健所監視員が作成し、交付した産業廃棄物処理施設・事業所監視票(以下「監視票」という。)である。 監視票は、沖縄県産業廃棄物行政処分取扱要領第8条において、違反行為の行われている疑いが生じた時に、その事実確認のために立入検査や関係者からの事情聴取等を行い、事業者等へ交付するものとされている。 実施機関は、本件公文書が条例第7条第7号に規定する事務又は事業に関する情報であり、公にすることで相手方との信頼関係が損なわれ、結果として事務事業の適正な遂行に支障が生じることを理由に不開示としており、これに対し審査請求人は、行政指導の内容を公開したからといって違法不当な行為の抑止効果は期待できても、行政に対する信頼関係が損なわれることはないと主張している。</p> <p>2 条例第7条第7号該当性 当審査会が本件公文書を確認したところ、今回の事案において実施機関が相手方に対して行った指導事項は、通常想定されるものであり、今後の指導業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼす程の詳細な調査状況や、指導内容などは認められない。 さらに、実施機関は、開示することにより事業者との信頼関係が損なわれ、相手方が行政に対して非協力的となり、今後の監視指導業務に支障が生じると主張する。しかし、事務又は事業に支障を及ぼすおそれがあるかどうかについては、個別の事案ごとに具体的な支障について判断する必要があるが、本件公文書に記載された指導内容と実施機関の説明から、開示により当該若しくは今後の事務又は事業への具体的な支障や法的保護に値する「おそれ」があるとは認められない。 よって、本件公文書は、条例第7条第7号には該当しないため、全てを不開示とするのは妥当ではない。 本件公文書の記載内容を見ると、事業所の所在地及び名称は、開示することにより当該法人が行政指導を受けたことが公になるなど、競争上の地位その他法人の正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第3号に該当し、不開示とすることが妥当であり、また、立会人氏名は、条例第7条第2号に規定する特定の個人が識別される情報であり、不開示とすることが妥当であるが、その余の部分については、開示すべきである。</p>

沖縄県情報公開審査会答申第91号 概要

①件名	石川警察署が作成した特定個人に係る死体発見報告書の公文書不開示決定に対する審査請求
②開示請求日	平成29年2月16日(平成29年2月20日受理)
③実施機関 諮問実施機関	沖縄県警察本部長(刑事部 捜査第一課) 沖縄県公安委員会
④決定年月日	平成29年2月21日
⑤決定内容	公文書不開示決定
⑥審査請求日	平成29年5月1日
⑦審査請求の趣旨(要旨)	不開示決定を取消し、公文書の開示を求める
⑧審査請求の理由(要旨)	審査請求人は、死亡した特定個人の一切の権利義務を継承しており、死亡した特定個人が請求したものと等しいため、不開示決定を取消し、個人情報内容のすべての開示を求める。
⑨諮問年月日	平成29年6月26日
⑩答申年月日	平成29年12月5日
⑪答申の概要	<p>○審査会の結論 沖縄県警察本部長(以下「実施機関」という。)が行った公文書不開示決定は、妥当である。</p> <p>○審査会の判断(要旨)</p> <p>1 本件請求と実施機関の判断 審査請求人は、本件特定個人の相続人であり、特定個人の一切の権利義務を継承しているため、特定個人自身が行った開示請求と等しく、不開示決定が不当である旨を主張している。 しかし、条例は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者が誰であるか、また、公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなどの個別的事情によって開示決定等の結論に影響を及ぼすものではないことから、実施機関は、条例第7条第2号該当性をもって本件処分を行っている。</p> <p>2 本件公文書について 本件公文書は、平成23年4月28日付けで石川警察署が作成した特定個人に係る死体発見報告書(以下「本件公文書」という。)である。 実施機関は、本件公文書について、条例第7条第2号の規定に該当するものとして不開示としているため、以下、その該当性を検討する。</p> <p>3 条例第7条第2号該当性 条例は、原則開示を基本理念としているが、開示することにより請求者以外のものの権利又は利益が侵害されたり、円滑な行政執行等が損なわれることがないように例外的に不開示とする事項を第7条各号に定めている。 条例第7条第2号は、個人に関する情報について、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人を識別できる情報は、原則として不開示とすることを規定している。「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。 本件請求は、個人を特定した上でなされており、当該個人が識別されることは明らかであるから、条例第7条第2号本文に該当する。 また、条例第7条第2号ただし書は、個人に関する情報であっても公にすることができる場合について定められているが、本件公文書は、慣行として公にすることが予定されている情報ではなく、また、本件公文書が開示されないことにより、人の生命、健康等の被害が生じ、又は将来これらが侵害される蓋然性は認められず、さらに当該個人は公務員等でもない。 よって、条例第7条第2号ただし書にも該当しないため、個人に関する情報であっても公にすることができる情報であるとは認められない。 さらに、本件公文書は、本件特定個人の氏名、住所のほか、死体の状況や死因等が詳細に記録されており、部分開示の余地はない。 以上から、審査会の結論のとおり判断する。</p>

沖縄県情報公開審査会答申第92号 概要

①件名	北部訓練場ヘリパッド建設工事に伴う沖縄県特別派遣報告書に係る公文書不開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	平成29年6月9日(平成29年6月12日受理)
③実施機関 諮問実施機関	沖縄県警察本部長(警備部 警備第二課) 沖縄県公安委員会
④決定年月日	平成29年7月14日
⑤決定内容	公文書不開示決定
⑥審査請求年月日	平成29年8月5日
⑦審査請求の趣旨(要旨)	不開示決定を取消し、公文書の開示を求める
⑧審査請求の理由(要旨)	本件公文書は、条例第7条第5号には該当しない
⑨諮問年月日	平成29年9月14日
⑩答申年月日	平成30年3月1日
⑪答申の概要	<p>○審査会の結論 沖縄県警察本部長(以下「実施機関」という。)が行った公文書不開示決定は、妥当である。</p> <p>○審査会の判断(要旨)</p> <p>1 本件公文書について 本件公文書は、北部訓練場ヘリパッド建設工事に伴う警備(以下「本件警備」という。)において、沖縄県公安委員会が6都府県の公安委員会に対して、警察法第60条第1項に基づく援助の要求を行い、各都府県警察から派遣された特別派遣部隊が派遣期間中に作成した報告書である。 実施機関は、本件処分において、本件公文書が条例第7条第5号に該当するものであり、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり不開示とした。</p> <p>2 条例第7条第5号該当性 条例第7条第5号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報については、不開示とすることができることを定めたものである。 当審査会が見分したところ、本件公文書は、派遣された部隊毎に作成されており、部隊名、派遣期間、部隊編制、人数、活動開始時間、活動終了時間、翌日の勤務・警戒場所、その他警備情勢や日々の活動状況等が記載されている。 本件公文書を公にすることにより、本件警備に伴う警備態勢、警察の対処能力が明らかとなり、本件警備における援助の要求に対する特別派遣は終了しているものの、これを研究、分析することにより、将来、同様の援助要求を行い、特別派遣部隊の受け入れを行った場合、犯罪を企図する勢力等が警備に支障を及ぼす行為が容易になると考えられる。 また、本件公文書は、派遣期間中、警備が行われた日ごとに作成されており、様式のみを開示した場合、総枚数から派遣総日数が推察されることが認められる。 よって、本件公文書を公にした場合、今後の警備に支障を及ぼすなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が判断することにつき相当の理由があると認められる。したがって、本件公文書は、条例第7条第5号に該当し、不開示が妥当である。</p>

沖縄県情報公開審査会答申第93号 概要

①件名	県下の特定市の児童が自殺した件についての情報一切に係る公文書部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	平成28年10月17日(平成28年10月20日受理)
③実施機関	沖縄県教育委員会教育長(義務教育課)
④決定年月日	平成28年11月4日
⑤決定内容	公文書部分開示決定
⑥審査請求年月日	平成28年11月22日
⑦審査請求の趣旨	部分開示決定を取消し、請求した情報を全て開示するとの決定を求める
⑧審査請求の理由(要旨)	不開示部分は、条例第7条第2号、第6号、第7号には該当しない
⑨諮問年月日	平成29年6月29日
⑩答申年月日	平成30年3月30日
⑪答申の概要	<p>○審査会の結論 沖縄県教育委員会教育長(以下「実施機関」という。)が行った公文書部分開示決定は妥当ではなく、別表の実施機関が不開示とした部分のうち、「文書の記号番号」、「あて先」、「発信者名」、メールアドレスを除いた「文書作成担当欄」については、開示すべきである。</p> <p>○審査会の判断(要旨)</p> <p>1 条例第7条第2号該当性 実施機関は、本件公文書の「発信者名」、及び「文書作成担当欄」について、条例第7条第2号に該当し、当該情報に含まれる名称を開示することにより特定の個人が識別されるため、不開示としている。 当審査会が見分したところ、文書の発信者名には、市教育委員会教育長の氏名が記載され、文書作成担当欄には、市教育委員会の担当課、職員の職及び氏名、電話番号及びファクシミリ番号並びにメールアドレスが記載されている。 市教育委員会の課名及び電話番号並びにファクシミリ番号の開示により特定の個人が識別されることとはならず、条例第7条第2号には該当しないため、開示すべきである。また、市教育委員会教育長名と職員の職及び氏名については、条例第7条第2号ただし書きに規定する公務員の職及び氏名に該当するため、不開示情報とはならず、開示すべきである。</p> <p>2 条例第7条第6号該当性 実施機関は、本件公文書の「文書の記号番号」及び「あて先」、市町村名の記載された「発信者名」について、現在、市に設置された第三者委員会で検証中であるため、開示した場合、今後の審議に影響を与えるおそれがあると判断し不開示としている。 当審査会が見分したところ、「文書の記号番号」及び「あて先」、市町村名の記載された「発信者名」を開示して市町村名を明らかにしても、今後の第三者委員会の審議、検討に影響を及ぼすおそれがあるとは認められない。 よって、上記不開示部分は、条例第7条第6号には該当せず開示すべきである。</p> <p>3 条例第7条第7号該当性 本件公文書の「文書作成担当欄」に記載されているメールアドレスについて、実施機関へ確認したところ、当該メールアドレスは、一般に公表されておらず、行政機関内部や関係機関との連絡に使用されるものであるとのことであった。よって、公にした場合は、市の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり条例第7条第7号に該当し、不開示とすべきである。</p> <p>4 不作為の審査請求について 審査請求人は、平成28年11月22日付けで行った審査請求に対し、実施機関が裁決又は諮問を行わなかったことについて、平成29年3月21日付けで不作為の審査請求を行っている。これに対し、実施機関は、改めて文書を特定し、平成29年3月31日付けで公文書部分開示決定を行い、また、保有していない文書については、平成29年4月6日付けで公文書の不存在による不開示決定を行っており、平成29年6月29日付けの諮問の時点において、不作為の審査請求には理由があるとはいえない。</p>

Ⅲ 情報提供の状況

情報提供には、県の各課所等が行う①刊行物等の発行、②報道機関への発表、③住民の求めに応じた相談・案内等、様々な形がある。

行政情報センターでは、平成2年4月に開設して以来、主に沖縄県が作成した行政資料を収集・管理し、県民の閲覧に供している。また、窓口には、行政資料専門員を配置し、利用者の案内・相談にあたりるとともに、無償刊行物の頒布や行政資料検索システムによる資料の検索等を行っている。

1 行政情報センターの概要（平成30年3月31日現在）

- (1) 行政資料……………18,830点（内訳は表2参照）
- (2) 面積……………254㎡
- (3) カウンター……………資料案内及び情報公開制度の総合窓口
- (4) 新聞閲覧コーナー……………日本経済新聞、琉球新報、沖縄タイムス、宮古新報
宮古毎日新聞、八重山毎日新聞
- (5) 閲覧コーナー……………テーブル3台、椅子22脚、連結椅子1脚
- (6) ビデオ等コーナー……………ビデオ17本、CD-ROM63枚（資料付録は含まず）、
CD4枚、DVD67枚、カセット7本、
テーブル2台、椅子8脚
- (7) コピーコーナー……………コイン方式
〈平成13年11月料金改定〉
（1枚 白黒 10円〈用紙サイズA3版まで〉
カラー 80円〈A3版〉
50円〈A4、B4、B5版〉）
- (8) ロッカー……………コイン式15箇所（100円 使用後返戻式）

2 行政情報センター等の利用状況

行政情報センター、宮古行政情報コーナー及び八重山行政情報コーナーの年度別の利用者及びコピーサービスの状況は、次のとおりである。

表1 年度別利用者及びコピーサービス実績

(単位：人、枚)

窓口区分	年度 内訳	平成	平成	平成	平成	平成
		25年度	26年度	26年度	28年度	29年度
本庁（行政情報センター）	利用者	9,531	8,206	8,206	6,937	6,565
	コピーサービス	31,951	29,739	29,739	31,434	35,750
（宮古行政情報コーナー）	利用者	24	19	19	31	24
（八重山行政情報コーナー）	利用者	27	29	29	24	34
計	利用者	9,582	8,254	8,254	6,992	6,623
	コピーサービス	31,951	29,739	29,739	31,434	35,750

注 本庁（行政情報センター）においては、有料の複写機を設置している。

3 配架行政資料

行政情報センターでは、「沖縄県行政資料収集管理規程」及び「沖縄県行政資料の収集管理に関する事務処理要領」に基づき、主に沖縄県が作成した行政資料を収集して、下表のとおり分類・整理し、配架している。

また、検索に資するため、「沖縄県行政資料目録」を作成し、平成18年7月からは、沖縄県のホームページ上で検索できるようになった。

表2 行政資料分類別一覧表

(平成30年3月31日現在)

分類名	内 容	点 数
総 記	年鑑・名鑑・基地関係	1, 237
人 口 ・ 土 地	人口・土地利用対策基本計画	217
行 政	行政計画・財政・税制	4, 119
法 令	判例体系・現行法規総攬	81
国 際 交 流	国際交流全般・移民関係	248
経 済	経済政策・金融	736
防 災 ・ 安 全	消防・災害・交通安全	319
資源・エネルギー	石油・ガス・水資源	228
運 輸 ・ 通 信	陸（海）運・航空・情報通信	129
建 設	道路・都市計画・河川・港湾	772
生 活	消費生活	240
社 会 福 祉	福祉全般・社会保険	930
自 然 ・ 環 境	気象・公害・自然保護	772
健 康 ・ 医 療	医療・疾病・薬事・食品衛生	1, 161
農 林 水 産 業	農林水産業全般・ミバエ	2, 287
商 工 業	商工業全般・リゾート・観光	1, 270
労 働	雇用・賃金・職業訓練	731
教 育 ・ 文 化	学校教育・社会教育・イベント	2, 481
統 計	各種統計	713
そ の 他	ビデオ・DVD・CD・CT・CD-ROM	159
合 計		18, 830

〈個人情報保護制度〉

I 個人情報保護制度

1 個人情報保護制度のあらまし

近年の情報化の飛躍的な進展は、単に生産性の向上や省資源、省力化といった産業・経済の面におけるメリットのみならず、日常生活の面においても各種カード類や通信・情報機器の普及等を通じ、便利さと豊かさをもたらしました。

反面、情報化によりデータの大量かつ迅速な処理が可能になったことに伴い、個人に関する情報が広範に取り扱われるようになり、また、住民の間に「自己の情報が予期しない形で収集、利用されているのではないか」、「誤った情報が広く利用されているのではないか」等の不安感・不快感が生じており、これに対する対策が求められるようになってきました。

このような個人情報の取扱いに関する住民の不安を取り除き、個人の権利利益を保護するためには、個人情報の適正な取り扱いについて基本的なルールを創る必要があります。

これを制度化したのが個人情報保護条例であり、沖縄県では平成6年10月に「沖縄県個人情報保護条例（以下「条例」という。）を制定し、平成7年4月から全面施行しました。

平成15年5月に「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等の個人情報保護関係5法が制定されたことに伴い、沖縄県においても、法の趣旨を踏まえ、制度の充実を図るために、平成17年3月に条例の全部改正を行いました。

新条例は平成17年4月から一部施行され、平成18年4月から公安委員会と警察本部長が実施機関に加わり全面施行されました。

以降の改正経緯

- (1) 平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が制定されたことに伴い、個人番号を含んだ特定個人情報の適正な取扱いに必要な措置を規定するため、平成27年10月に条例を改正（平成27年10月施行、ただし、利用制限、任意代理人による開示等は平成28年1月1日施行、情報提供等記録関係規定は平成29年5月30日施行）。
- (2) 平成26年6月に「行政不服審査法」が全面改正（不服申立ての手続きについて、上級行政庁がない場合は「異議申立て」、上級行政庁がある場合は「審査請求」であったものが「審査請求」に一元化）されたことに伴い、平成27年12月に条例を改正（平成28年4月1日施行）。
- (3) 平成27年9月の「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正を踏まえ、情報提供等記録、小規模取扱事業者に係る規定について、平成29年2月に条例を改正（平成29年5月30日施行）。
- (4) 平成28年5月の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の一部改正を踏まえ、文書、図画若しくは電磁的記録及び個人識別符号（指紋データ、旅券番号等）が個人情報に含まれることを明確化するため、平成29年7月に条例を改正（平成29年7月25日施行）。

2 沖縄県個人情報保護制度の特色

- (1) 前文を設け、条例制定の背景を述べるとともに、基本的人権の保障及び個人の尊重の理念とも相通ずる「個人の権利利益の保護」という条例の理念を示しています。
- (2) 県の機関(実施機関)が保有する個人情報について、収集、管理、利用・提供等、個人情報取扱いのすべての段階にわたる総合的な保護制度としています。
- (3) 県の機関(実施機関)が保有する個人情報について、個人情報の本人が自己の情報を知り、かつ、その訂正及び利用停止を求める権利を創設しています。
- (4) 電子計算機により処理される個人情報だけでなく、手作業により処理されるものを含め、すべての個人情報を対象としています。
- (5) 個人情報の保護に関する民間事業者の責務を明らかにし、個人情報保護のための民間部

門の自主的な対応の促進を図っています。

- (6) 民間事業者が個人情報を不適正に取り扱っている場合には、知事が当該事業者に対し、必要な調査を行い、是正のための勧告をし、また、調査に応じない場合や勧告に従わない場合は、その事実を公表することができることとしています。
- (7) 制度を適切・公正に運用するため、知事の附属機関として学識経験者等で構成する「沖縄県個人情報保護審査会」を設置しています。
- (8) 県の機関（実施機関）の職員等が、正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を提供又は盗用したとき並びに秘密を漏らした場合は処罰します。

3 沖縄県個人情報保護条例の概要

1 総則（第1章）

(1) 目的（第1条）

個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の機関（実施機関）が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的としている。

(2) 個人情報・特定個人情報（第2条第1項、第3項）

ア 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(イ) 個人識別符号が含まれるもの

イ 「特定個人情報」とは、個人情報のうち番号法第2条第8項に規定するものをいう。

(3) 保有個人情報・保有特定個人情報（第2条第2項、第4項）

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報又は特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

(4) 実施機関（第2条第6項）

この制度を実施する県の機関は、次の13機関である。

- | | | | |
|-----------|------------|--------|-------------|
| ・知事 | ・教育委員会 | ・公安委員会 | ・警察本部長 |
| ・選挙管理委員会 | ・監査委員 | ・人事委員会 | ・労働委員会 |
| ・収用委員会 | ・海区漁業調整委員会 | | ・内水面漁場管理委員会 |
| ・公営企業の管理者 | ・病院事業の管理者 | | |

(5) 個人情報保護についての責務

ア 実施機関の責務（第3条）

実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならない。

イ 事業者（県出資法人を含む）の責務（第4条）

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じて、適正な取扱いをするよう努めなければならない。

ウ 県民の責務（第5条）

県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自ら自己の個人情報の保護に努めるとともに他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

2 実施機関が取り扱う個人情報の保護（第2章）

(1) 実施機関の一般的義務

ア 個人情報取扱事務登録簿の作成及び閲覧（第6条）

実施機関は原則として個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

イ 個人情報の収集の制限（第7条）

(ア) 個人情報取扱事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(イ) 思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は原則として収集してはならない。

(ウ) 個人情報は原則として本人から収集しなければならない。

ウ 個人情報の利用及び提供の制限（第8条）

原則として、法令等に基づく場合を除き、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報（保有特定個人情報を除く。）を利用し、又は提供してはならない。

エ 保有特定個人情報の利用及び提供の制限（第8条の2）

原則として、人の生命、身体又は財産の保護のため、本人同意がある場合を除き、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の利用してはならない。また、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

（※「保有特定個人情報」は、番号法で規定されているため。）

オ オンライン結合による個人情報の提供の制限（第9条）

原則として、公益上の必要があり、必要な保護措置が講じられている場合以外は個人情報（保有特定個人情報を除く。）を提供してはならない。

カ その他の義務

(ア) 適切な管理（第10条）

(イ) 委託等に関する措置（第11条）

(ウ) 従事者の義務（第12条）

実施機関の職員等は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 開示、訂正及び利用停止（第3章）

(1) 自己情報の開示請求権

請求権者は、個人情報の本人又はその法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）となっている。

ア 自己情報の開示請求権（第13条）

何人も実施機関が保有する自己の個人情報の開示を請求する権利を有する。

イ 開示請求の手続（第14条）

保有個人情報開示請求書を提出し、自己が開示請求に係る本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。

- ※ 本人確認のための書類としては、運転免許証、旅券、国民健康保険被保険者証、国民年金手帳、各種資格証明書、官公庁の発行する身分証明書などがある。
- ※ 請求を受け付ける窓口は次のとおりである。
 - ・ 本庁・・・行政情報センター（すべての実施機関が保有する個人情報について）
 - ・ 出先機関（出先機関が保有する個人情報について）
- ウ 開示しないことができる個人情報(不開示事項)（第15条）

請求を受理した担当課等は、請求のあった個人情報を開示する義務があるが、次の事項に該当する場合には例外的に開示できない。

 - (ア) 法令秘情報（第1号）

法令等の定めるところにより、開示することができないと認められるもの。
 - (イ) 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報（第2号）

当該個人情報を開示することにより、開示請求者本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるもの。
 - (ウ) 第三者の個人情報（第3号）

当該個人情報に開示請求権者以外の個人情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)が含まれるとき。ただし、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができる場合等は除く。
 - (エ) 法人等に関する情報（第4号）

当該個人情報に法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれる場合であって、開示することにより当該法人等、又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。
 - (オ) 公共の安全等に関する情報（第5号）

開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があるとき。
 - (カ) 評価等に関する情報（第6号）

診療、指導、相談、選考、その他の個人の評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であり、開示することにより、当該事務又は将来の同種の事務の適正な遂行に著しい支障が生ずると認められるとき。
 - (キ) 審議、検討等に関する情報（第7号）

県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
 - (ク) 事務又は事業に関する情報（第8号）

県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

 - a 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - b 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - c 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - d 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - e 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政

- 政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (ケ) 本人の利益と相反する情報 (第9号)
第13条第2項の規定による開示請求に係る保有個人情報であって、開示することにより、当該未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれがあるもの
- エ 開示決定等の期限 (第20条)
請求を受理した担当課等は、原則として15日以内に開示可否の決定を行わなければならない。やむを得ない理由がある場合には、さらに30日延長することができる。
- オ 口頭開示制度 (第26条)
資格試験・採用試験の結果等、実施機関があらかじめ定めた個人情報については、口頭による開示の請求ができる。

(2) 自己情報の訂正請求権 (第29条)

何人も、開示を受けた自己情報の内容が事実でないと思料するときは、その訂正を請求できる。

※ 請求手続及び決定手続については、開示請求と同様である。

(3) 自己情報の利用停止請求権 (第37条、第37条の2)

何人も、開示を受けた自己情報が、収集制限の規定に違反して収集されたと認めるとき等は、その利用停止を請求できる。

※ 請求手続及び決定手続については、開示請求と同様である。

(4) 審査請求 (第43条～46条)

審査請求の対象

- ・ 開示請求に対する決定
- ・ 訂正請求に対する決定
- ・ 利用停止請求に対する決定
- ・ 開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為

4 事業者が取り扱う個人情報の保護 (第4章)

(1) 保護対策の内容 (第47条)

民間部門における保護対策としては、個人情報保護法対象以外の事業者による自主規制措置を基本とし、県はそのための指導・助言を行う。

(2) 指針の作成等 (第48条)

知事は、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針 (ガイドライン) を作成し、公表する。

5 個人情報保護審査会 (第5章)

(1) 設置及び組織 (第50条)

ア 規定に基づく諮問案件の審議、制度に関する重要事項についての建議を行う。

イ 委員は5人以内で組織し、任期2年とし、再任されることができる。

ウ 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 調査審議手続の非公開 (第55条)

6 その他 (第6章、第7章)

(1) 苦情の処理 (第59条)

(2) 国及び他の地方公共団体との協力 (第60条)

(3) 制度の運用状況の公表 (第61条)

(4) 罰則 (第63条～第67条)

実施機関等の職員等が正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された公文書等を提供したとき等は処罰される。

II 個人情報保護制度の実施状況

1 個人情報の開示請求等の受付状況

平成29年度における開示請求は、前年に比べて12.5 %減の2,478件であった。
口頭による開示請求は、県職員採用試験等の試験結果に関するものである。

表1 個人情報の開示等の受付状況

(単位：件)

区 分	開示請求			訂正請求	利用停止 請求	苦情申出 (実施機関)	是正申出	苦情相談 (事業者)
	文書	口頭	計					
平成 25 年度	本庁						—	
	行政情報センター	38	1,971	2,009	0	0	0	0
	出先機関	7	349	356	0	0	0	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	49	0	49	1	0	0	0
	合 計	94	2,320	2,414	1	0	0	0
平成 26 年度	本庁						—	
	行政情報センター	42	1,839	1,881	0	0	0	0
	出先機関	8	385	393	0	0	0	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	69	0	69	0	0	0	0
	合 計	119	2,224	2,343	0	0	0	0
平成 27 年度	本庁						—	
	行政情報センター	40	1,965	2,005	0	0	1	0
	出先機関	9	382	391	0	0	0	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	54	0	54	0	0	0	0
	合 計	103	2,347	2,450	0	0	1	0
平成 28 年度	本庁							
	行政情報センター	44	1,973	2,017	0	0	2	2
	出先機関	11	698	709	0	0	0	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	107	0	107	0	0	0	0
	合 計	162	2,671	2,833	0	0	2	2
平成 29 年度	本庁							
	行政情報センター	27	1,675	1,702	0	0	3	0
	出先機関	12	623	635	0	0	0	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	141		141	1	0	0	0
	合 計	180	2,298	2,478	1	0	3	0

(注) 1 口頭による開示請求については、各担当課等で受け付けた件数を行政情報センターに計上している。
2 警察本部、公安委員会の件数は、警察情報センターとして計上している。

2 個人情報の実施機関別開示請求状況

実施機関別の開示請求は、人事委員会の1,638件が最も多く請求全体の66.1%を占め、次いで教育委員会の539件で請求全体の21.8%となっている。

表2 実施機関別開示請求状況

(単位：件)

分 区 実施機関	平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度			
	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	
知 事	知事公室	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	
	総務部	0	0	0	6	0	6	2	2	4	0	0	0	0	1	1
	企画部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	環境生活部	0	23	23	斜線部分			斜線部分			斜線部分			斜線部分		
	環境部	0	0	0	0	2	2	0	1	1	0	3	3	1	1	2
	福祉保健部	5	19	24	斜線部分			斜線部分			斜線部分			斜線部分		
	子ども生活福祉部	0	0	0	12	0	12	14	0	14	19	0	19	7		7
	保健医療部	0	0	0	2	60	62	4	57	61	10	53	63	6	89	95
	農林水産部	0	20	20	0	10	10	0	22	22	0	9	9	1	0	1
	商工労働部	0	0	0	0	2	2	1	5	6	2	10	12	2	11	13
	文化観光スポーツ部	3	60	63	2	46	48	0	38	38	0	32	32	0	30	30
	土木建築部	2	0	2	2	0	2	3	0	3	6	0	6	7	0	7
	出納事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	12	122	134	24	120	144	24	125	149	37	107	144	26	132	158
教育委員会	11	271	282	2	304	306	6	312	318	6	655	661	2	537	539	
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人事委員会	22	1,926	1,948	15	1,800	1,815	8	1,910	1,918	9	1,909	1,918	9	1,629	1,638	
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地方労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公営企業の管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
病院事業者の管理者	0	1	1	9	0	9	11	0	11	3	0	3	1	0	1	
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	
警察本部長	49	0	49	69	0	69	54	0	54	106	0	106	141	0	141	
合計	94	2,320	2,414	119	2,224	2,343	103	2,347	2,450	162	2,671	2,833	180	2,298	2,478	

(注) 斜線部分は組織改編に伴い廃止された部である。

3 個人情報の請求処理状況

(1) 開示請求

表3 開示請求の処理状況

(単位：件)

		平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		文書	口頭	合計												
請求件数		94	2,320	2,414	119	2,224	2,343	103	2,347	2,450	162	2,671	2,833	180	2,298	2,478
処理状況	決定内容															
	開示	34	2,320	2,354	31	2,224	2,255	23	2,347	2,370	38	2,671	2,709	42	2,298	2,340
	部分開示	54	0	54	74	0	74	75	0	75	112	0	112	114	0	114
	不開示	7	0	7	7	0	7	9	0	9	10	0	10	25	0	25
	不存在	8	0	8	17	0	17	11	0	11	19	0	19	18	0	18
	小計	103	2,320	2,423	129	2,224	2,353	118	2,347	2,465	179	2,671	2,850	199	2,298	2,497
	取下げ	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	1
検討中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計		104	2,320	2,424	130	2,224	2,354	119	2,347	2,466	179	2,671	2,850	200	2,298	2,498

(注) 請求1件に対し複数の処理を行う場合があるため、受付件数と処理状況の合計は一致しない。

(2) その他の請求等

表4 その他の請求の処理状況

(単位：件)

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
訂正請求	請求件数	1	0	0	0	1	
	処理状況	訂正	1	0	0	0	0
		部分訂正	0	0	0	0	0
		不訂正	0	0	0	0	1
利用停止請求	請求件数	0	0	0	0	0	
	処理状況	利用停止	0	0	0	0	0
		部分利用停止	0	0	0	0	0
		利用不停止	0	0	0	0	0
苦情申出	受付件数	0	0	1	5	6	
	処理	0	0	1	5	6	

4 部分開示及び不開示理由の内訳

個人情報の開示可否の決定に関して、条例第15条各号に該当し、部分開示及び不開示決定に係る不開示事項別の該当件数は次のとおりである。

表5 不開示事項別の該当件数

(単位：件)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第1号 法令秘情報	1	0	1	0	0
第2号 本人の生命等を害するおそれのある情報				5	0
第3号 個人に関する情報	56	65	42	110	146
第4号 法人等に関する情報	1	9	30	3	3
第5号 公共の安全等に関する情報	0	1	4	1	20
第6号 評価等に関する情報	36	56	24	19	0
第7号 審議、検討等に関する情報	2	0	16	1	0
第8号 事務又は事業に関する情報	4	49	26	81	74
第9号 本人の利益と相反する情報	1	1	0	0	0
合計	101	181	143	220	243

注1 請求1件につき、複数の不開示理由を適用したものがあるため、適用理由件数は不開示及び部分開示決定の合計件数と一致しない。

注2 第2号は平成27年度の条例改正により追加された事項

5 不服申立ての状況

不開示決定等の処分に係る不服申立てに対する実施機関の決定及び沖縄県個人情報保護審査会における処理状況は次のとおりである。

表6 不服申立ての処理状況（開示可否等の決定）

(単位：件)

区分 年度	不服 申立	取下げ	未処理	諮問	個人情報保護 審査会		答申の内容				重要事項 (不服申立以外)		重要事項 含む審議 回数
					審議 回数	答申	認容		棄却	却下	諮問	答申	
							全部	一部					
H25	3 (1)	0	0	3 (0)	10	2 (1)	0	1 (0)	1 (1)	0	1 (0)	1 (0)	10
H26	3 (1)	0	0	3 (1)	3	2 (1)	0	1 (1)	1 (0)	0	2 (0)	0	3
H27	7 (1)	0	1	6 (1)	8	3 (1)	0	1 (0)	2 (1)	0	5 (2)	5 (2)	13
H28	5 (4)	0	0	5 (3)	7	4 (3)	0	1 (1)	3 (2)	0	3 (0)	2 (0)	10
H29	8 (0)	0	0	8 (0)	5	1 (0)	0	0	1 (0)	0	2 (1)	2 (1)	7

※ 括弧書は前年度からの継続案件で内数である。

※ 不服申立てをした年度と諮問をした年度が異なる場合、不服申立件数と諮問件数が一致しない。

※ 平成26年の行政不服審査法改正（平成28年4月1日施行）により、審査請求及び異議申立てが審査請求に一元化されたが、経過措置により、平成27年度以前に処分された件については、従前の規定が適用されるため、本表においては、「不服申立て」として表記している。

注1 平成26年度の諮問済3件のうち、2件について答申した。

2 平成27年度の不服申立てに係る諮問済7件のうち、3件について答申した。
この他、重要事項5件（特定個人情報評価の第三者点検2件（H26諮問済）、目的外提供2件、条例改正1件）の諮問があり、全てについて答申した。

3 平成28年度の不服申立てに係る諮問済5件全てについて答申した（事案併合があったため、諮問件数と答申件数は一致しない。）
この他、重要事項3件（目的外提供1件、条例改正1件、特定個人情報評価書1件）の諮問があり、2件（目的外提供1件、条例改正1件）について答申した。

4 平成29年度の審査請求に係る諮問済8件のうち、1件について答申した。
この他、重要事項2件（特定個人情報評価書1件（H28諮問済）、目的外提供1件）の諮問があり、2件（特定個人情報評価書1件、目的外提供1件）について答申した。

6 沖縄県個人情報保護審査会の開催等の状況

実施機関からの諮問事項の審議、審査、答申及び個人情報保護制度に関する重要事項について建議を行うため、知事の附属機関として条例第53条の規定に基づき「沖縄県個人情報保護審査会」が設置されている。

審査会の委員の任期は2年、平成29年度の審査会開催回数は7回となっている。

沖縄県個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

任期：平成29年2月27日～平成31年2月26日（2年）

氏名	役職等	備考
高良 祐之	弁護士	
天願 健	名桜大学上級准教授	
前津 榮健	沖縄国際大学学長	会長
宮城 さつき	フリーアナウンサー	
村上 尚子	弁護士	会長職務代理者

注 役職等は委嘱時である。

表8 審査会の開催状況

開催日	区分	主な審議内容
平成29年5月18日	第150回	(重) 「沖縄県税務事務トータルシステムに係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」に係る第三者点検について (重) 沖縄県個人情報保護条例の一部改正（個人識別符号）について
平成29年7月20日	第151回	(重) 「沖縄県税務事務トータルシステムに係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」に係る第三者点検について
平成29年9月19日	第152回	・ 「保護取扱簿」に係る保有個人情報部分開示決定に対する審査請求について
平成29年11月30日	第153回	・ 「保護取扱簿」に係る保有個人情報部分開示決定に対する審査請求について
平成30年1月16日	第154回	・ 「保護取扱簿」に係る保有個人情報部分開示決定に対する審査請求について ・ 「告発調書の写し」に係る保有個人情報不開示決定に対する審査請求について ・ 「つきまといで検挙された件に係る不処分記録公文書等」に係る保有個人情報不開示決定（不存在）に対する審査請求について ・ 「供託通知等受領後の会計処理文書」に係る保有個人情報不開示決定（不存在）に対する審査請求について
平成30年3月9日	第155回	・ 「告発調書の写し」に係る保有個人情報不開示決定に対する審査請求について ・ 「つきまといで検挙された件に係る不処分記録公文書等」に係る保有個人情報不開示決定（不存在）に対する審査請求について ・ 「供託通知等受領後の会計処理文書」に係る保有個人情報不開示決定（不存在）に対する審査請求について ・ 「廃棄文書一覧表」に係る保有個人情報不開示決定（不存在）に対する審査請求について ・ 「廃棄文書一覧表を作成せよ」という訂正請求に係る保有個人情報不訂正決定に対する審査請求について ・ 「相談処理票」記載内容訂正請求に係る保有個人情報不訂正決定に対する審査請求について (重) 沖縄県個人情報保護条例第8条第2項第6号に基づく保有個人情報の目的外提供について
平成30年3月19日	第156回	・ 「告発調書の写し」に係る保有個人情報不開示決定に対する審査請求について ・ 「つきまといで検挙された件に係る不処分記録公文書等」に係る保有個人情報不開示決定（不存在）に対する審査請求について ・ 「供託通知等受領後の会計処理文書」に係る保有個人情報不開示決定（不存在）に対する審査請求について ・ 「廃棄文書一覧表」に係る保有個人情報不開示決定及び保有個人情報不訂正決定に対する審査請求について（併合審理） ・ 「相談処理票」記載内容訂正請求に係る保有個人情報不訂正決定に対する審査請求について (重) 沖縄県個人情報保護条例第8条第2項第6号に基づく保有個人情報の目的外提供について

※（重）は重要事項の諮問に係る審議

7 口頭開示実施状況

整理 番号	試験等の名称	担当部局 課室所等(H29)	開示実施期間	開示件数
	開示した内容			
1	職員選考採用試験	総務部	平成29年8月30日 ～	1
	総合順位(不合格者のみ)	人事課	平成30年4月7日	
2	行政書士試験	企画部	平成30年1月31日 ～	0
	総合得点	市町村課	平成30年2月28日	
3	狩猟免許試験	環境部	平成29年9月27日 ～	1
	知識試験及び技術試験の得点	自然保護課	平成29年10月26日	
4	クリーニング師試験	保健医療部	平成29年10月2日 ～	0
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課	平成29年11月2日	
5	調理師試験	保健医療部	平成29年11月13日 ～	14
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課	平成29年12月12日	
6	製菓衛生師試験	保健医療部	平成29年5月31日 ～	7
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課	平成29年6月30日	
7	毒物劇物取扱者試験	保健医療部	平成29年9月8日 ～	0
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課	平成29年9月14日	
8	登録販売者試験	保健医療部	平成30年1月30日 ～	10
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課	平成30年2月26日	
9	沖縄県立看護大学入学試験(一般選抜試験)	保健医療部	平成29年4月18日 ～	58
	大学入試センター試験及び個別学力試験の科目別得点及び合計点並びに総合計点	沖縄県立看護大学	平成29年5月16日	
10	農薬管理指導士認定試験	農林水産部	平成30年2月14日 ～	0
	総合得点	営農支援課	平成30年3月13日	
11	農業機械士認定試験	農林水産部	平成29年2月7日 ～	0
	筆記試験の得点	糖業農産課	平成30年2月6日	
12	家畜人工授精講習会修業試験	農林水産部	平成29年7月31日 ～	0
	筆記試験の得点	畜産課	平成29年10月25日	
13	農業大学校入学試験	農林水産部	平成29年12月1日 ～	0
	筆記試験の総合得点及び科目別得点	農業大学校	平成30年4月1日	
14	砂利採取業務主任者試験	商工労働部	平成29年12月1日 ～	1
	総合得点及び科目別得点	産業政策課	平成29年12月31日	
15	採石業務管理者試験	商工労働部	平成29年11月2日 ～	0
	総合得点及び科目別得点	産業政策課	平成29年12月1日	
16	技能検定試験	商工労働部	平成29年8月25日 ～	10
	科目別得点	労働政策課	平成30年3月31日	

7 口頭開示実施状況

整理 番号	試験等の名称	担当部局 課室所等(H29)	開示実施期間	開示件数
	開示した内容			
17	職業訓練指導員試験	商工労働部	平成29年11月27日	0
	学科試験の項目別得点及び実技試験の得点	労働政策課	平成29年12月27日	
18	委託訓練生選考試験	商工労働部	平成29年5月18日	0
	学科試験の科目別得点	職業能力開発校	平成30年4月2日	
19	職業能力開発校入校試験	商工労働部	平成29年4月13日	0
	学科試験の科目別得点	職業能力開発校	平成30年3月29日	
20	職業能力開発校修了試験	商工労働部	平成29年9月6日	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校	平成30年2月23日	
21	技能照査	商工労働部	平成30年1月31日	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校	平成30年3月28日	
22	第二種電気工事士養成施設修了試験	商工労働部	平成29年12月27日	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校	平成30年4月8日	
23	ガス溶接技能講習修了試験	商工労働部	平成29年7月21日	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校	平成30年2月21日	
24	車両系建設機械運転技能講習修了試験	商工労働部	平成29年8月4日	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校	平成29年11月19日	
25	液化石油ガス設備士養成施設修了試験	商工労働部	平成30年2月28日	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校	平成30年3月7日	
26	沖縄県立芸術大学入学試験(一般選抜試験)	文化観光スポーツ部	平成29年4月16日	30
	試験の得点又は段階評価	沖縄県立芸術大学	平成29年5月15日	
27	沖縄県職員採用上級試験	人事委員会	平成29年4月1日	585
	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	総務課	平成30年3月31日	
28	沖縄県職員採用中級試験	人事委員会	平成29年4月1日	122
	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	総務課	平成30年3月31日	
29	沖縄県職員採用初級試験	人事委員会	平成29年4月1日	88
	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	総務課	平成30年3月31日	
30	沖縄県職員採用上級試験	人事委員会	平成29年4月1日	175
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	総務課	平成30年3月31日	
31	沖縄県職員採用中級試験	人事委員会	平成29年4月1日	29
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	総務課	平成30年3月31日	
32	沖縄県職員採用初級試験	人事委員会	平成29年4月1日	21
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	総務課	平成30年3月31日	
33	身体障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験	人事委員会	平成29年4月1日	6
	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	総務課	平成30年3月31日	

7 口頭開示実施状況

整理 番号	試験等の名称	担当部局 課室所等(H29)	開示実施期間	開示件数
	開示した内容			
34	身体障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験	人事委員会	平成29年4月1日 ～	4
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	総務課	平成30年3月31日	
35	沖縄県警察官採用試験	人事委員会	(警察官A) 平成29年4月1日 ～	195
	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	総務課	(警察官B) 平成29年4月1日 ～	154
36	沖縄県警察官採用試験	人事委員会	(警察官A) 平成29年4月1日 ～	148
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	総務課	(警察官B) 平成29年4月1日 ～	102
37	沖縄県教育委員会職員(学芸員、専門員)採用選考試験	教育委員会	平成29年9月21日 ～	2
	試験の総合得点及び順位	教育庁総務課	平成29年10月20日	
38	沖縄県教育委員会職員(船員)採用選考試験	教育委員会	平成30年1月26日 ～	0
	試験の総合得点及び順位	学校人事課	平成30年2月25日	
39	沖縄県立中学校の入学者決定	教育委員会	平成30年1月10日 ～	386
	適正検査、作文の得点及び合計得点	各県立中学校	平成30年2月9日	
40	沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜	教育委員会	平成29年4月1日 ～	117
	学力検査の教科別得点及び合計得点	各県立高等学校	平成30年3月31日	
41	沖縄県立沖縄水産高等学校専攻科(漁業科・機関科・無線通信科)入学者選抜	教育委員会	平成30年3月10日 ～	0
	学力検査の教科別得点及び合計得点	沖縄県立沖縄水産高等学校	平成30年3月31日	
42	沖縄県立特別支援学校入学者選抜	教育委員会	平成30年1月24日 ～	32
	学力検査の教科別得点及び合計得点	各県立特別支援学校	平成30年2月23日	
43	職員選考採用試験	病院事業局	平成29年8月18日 ～	0
	総合ランク(不合格者のみ)	県立病院課	平成30年1月7日	

- 整理番号1～27は平成24年4月10日沖縄県告示第220号
- 整理番号28～37は平成18年3月28日沖縄県人事委員会告示第1号
- 整理番号38～43は平成20年11月21日沖縄県教育委員会告示第20号
- 整理番号44は平成18年8月29日沖縄県病院事業局告示第6号

8 不服申立ての処理状況一覧

表9 不服申立ての処理状況

整理番号	不服申立て年月日	該当公文書	原 決 定	※ 根 拠	不開示部分	個人情報保護 審 査 会	不服申立てに 対する決定(裁決)	備 考
	実施機関 [担当部課]		①開示請求年月日 ②決定年月日 ③決定状況			①諮問年月日 ②答申年月日 ③答申番号 ④答申内容	①決定年月日 ②決定内容	
1	H29. 5. 22	保護取扱簿（平成26年10月10日那覇警察署取扱い）	① H29. 2. 10 ② H29. 2. 21 ③ 部分開示	第15条 第3号	開示請求者以外の個人情報及び警部補以下の職員氏名・印影	① H29. 7. 20 ② H30. 1. 16 ③ 第54号 ④ 保有個人情報部分開示決定は妥当	① H30. 1. 25 ② 棄却	
	公安委員会 警察本部警務部 広報相談課							
2	H29. 10. 25	告発調書の写し（平成27年2月17日嘉手納警察署取扱い）	① H29. 9. 15 ② H29. 9. 26 ③ 不開示	第58条 第2項	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定が適用されない保有個人情報のため、条例の適用除外	① H29. 12. 21 ② ③ ④	① ②	
	公安委員会 警察本部警務部 広報相談課							
3	H29. 10. 30	検挙後の処分をしない処分を示す記録公文書及びその不処分理由	① H29. 7. 31 ② H29. 8. 4 ③ 不開示	不存在	当該請求に係る公文書は作成・取得していない	① H29. 12. 21 ② ③ ④	① ②	
	公安委員会 警察本部警務部 広報相談課							
4	H29. 11. 16	供託通知書及び供託通知書受領後の会計処理等に関する情報	① H29. 9. 4 ② H29. 9. 7 ③ 不開示	不存在	対象公文書は、作成・取得していない	① H29. 12. 21 ② ③ ④	① ②	
	公安委員会 警察本部警務部 広報相談課							
5	H29. 11. 29	廃棄文書一覧表	① H29. 11. 6 ② H29. 11. 17 ③ 不開示	不存在	当該請求に係る公文書は作成・取得していない	① H30. 1. 26 ② ③ ④	① ②	
	公安委員会 警察本部警務部 広報相談課 及び 刑事部 捜査第一課							
6	H30. 1. 9	※訂正請求	① H29. 11. 29 ② H29. 12. 21 ③ 不訂正	訂正請求とは認められない	不開示決定に対する不服は、審査請求により行うべきものである。	① H30. 2. 9 ② ③ ④	① ②	併合 審査
	公安委員会 警察本部警務部 広報相談課 及び 刑事部 捜査第一課	廃棄文書一覧表						
7	H29. 11. 29	※訂正請求	① H29. 10. 23 ② H29. 11. 22 ③ 不訂正	訂正請求とは認められない	・訂正を求めた箇所は認められない。 ・訂正内容が事実であると証明する資料が未提出	① H30. 2. 9 ② ③ ④	① ②	
	公安委員会 警察本部警務部 広報相談課	相談処理表（平成29年7月10日嘉手納警察署取扱い）記載内容の訂正						
8	H30. 1. 10	特別評価書	① H29. 12. 11 ② H29. 12. 27 ③ 不開示	第15条 第8号 (エ)	人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため	① H30. 3. 27 ② ③ ④	① ②	
	教育委員会 教育庁 学校人事課							

9 沖縄県個人情報保護審査会答申概要

沖縄県個人情報保護審査会答申第 53 号 概要

①件名	「沖縄県税務事務トータルシステムに係る特定個人情報保護評価書案（全項目評価書）」に係る第三者点検について
②実施機関	沖縄県知事（総務部税務課）
③諮問理由	特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項の規定に該当
④諮問年月日	平成 29 年 2 月 17 日
⑤答申年月日	平成 29 年 7 月 20 日
⑥答申内容	<p>○ 審査会の結論 沖縄県税務事務トータルシステムに係る特定個人情報保護評価書案（全項目評価書）（以下「評価書案」という。）については、個人情報保護委員会が制定した特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）第 10 の 1 (2) に定める審査の観点に基づき、適合性及び妥当性を点検した結果、適切であると認められる。</p> <p>○ 審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 適合性について 指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しており、適切である。</p> <p>(2) 妥当性について 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態等を発生させるリスクを特定し、その特定されたリスクの軽減に向けた措置について具体的に記載されており、適切である。</p> <p>(3) 重要事項の変更について 重要な変更の対象である記載項目について点検した結果、いずれも漏えい等のリスク増加が懸念されるような変更にはなっておらず、また変更理由についても具体的に記載されており、妥当性が認められる。 さらに、リスク軽減措置を講じていることも認められる。</p> <p>(4) 審査会の意見について 特定個人情報を扱う委託先を含めた従業者に対する適切かつ十分な具体的セキュリティ教育・訓練を定期的の実施し、情報セキュリティの遵守に万全を期するよう要望する。 住民等からの意見が皆無であったことから、情報提供のあり方を検討すべきである。 意見公募に先立って、県の広報誌等への掲載、新聞による広報、その他実施機関が必要と判断する方法を活用して、インターネット接続環境にない住民等に対しても、広く評価書案が周知されるよう努める必要がある。</p>

沖縄県個人情報保護審査会答申第 54 号 概要

①件名	保有個人情報部分開示決定に対する審査請求について
②開示請求年月日	平成 29 年 2 月 10 日
③実施機関	沖縄県公安委員会（警察本部警務部広報相談課）
④決定年月日	平成 29 年 2 月 21 日（沖生企第 1974 号）
⑤決定内容	保有個人情報部分開示決定
⑥決定理由	条例第 15 条第 3 号ウ （開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの又はそのおそれがあるものとして規則で定める職にある公務員の氏名）
⑦審査請求年月日	平成 29 年 5 月 22 日（沖縄県公安委員会）
⑧審査請求の趣旨	本件処分（保有個人情報部分開示決定）を取り消し、保有個人情報の開示を求める。
⑨審査請求理由(要旨)	警部補以下の警察官及び身柄引受人の医師の氏名、印影については、公務員の情報であるので開示するべきである。
⑩諮問年月日	平成 29 年 7 月 20 日（沖公委（生企）第 226 号及び沖公委（広相）第 19 号）
⑪答申年月日	平成 30 年 1 月 16 日
⑫答申内容	<p>○ 審査会の結論 沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った平成 29 年 2 月 21 日付け沖生企第 1974 号の保有個人情報部分開示決定については妥当である</p> <p>○ 審査会の判断理由（概要）</p> <p>（1）本件請求個人情報について 審査会において開示決定等に係る保有個人情報を直接見て審議（インカメラ審理）した結果、実施機関が部分開示を行った本件請求個人情報の対象文書は、「保護取扱簿（平成 26 年 10 月 10 日那覇警察署取扱い）」（以下「本件公文書」という。）である。</p> <p>（2）条例第 15 条第 3 号ウ（開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの又はそのおそれがあるものとして規則で定める職にある公務員の氏名）の該当性について</p> <p>ア「警部補以下の職員氏名・印影」について 沖縄県個人情報保護条例施行規則（平成 17 年沖縄県規則第 21 号）第 1 条で定める職にある公務員の氏名は、開示の対象外とされていることから、当該職に相当する職員の氏名及び印影について不開示とした実施機関の判断は妥当である。</p> <p>イ「医師の氏名及び印影」について 本件の医師は地方公務員法第 2 条で定める地方公務員であって、第 3 条第 3 項第 3 号に定める特別職の地方公務員に該当するため、その職務の遂行に係る当該公務員の職及び氏名は原則としては開示となるべきであるが、業務として被保護者の身柄引取を行う立場にある医師一般については、当該業務の性質等を勘案すると、氏名等の開示によって、当該医師の権利利益を不当に害するおそれがあると認められ、本件の医師についても同様のことがいえる。 したがって実施機関の判断は妥当である。</p>

沖縄県個人情報保護審査会答申第 55 号 概要

①件名	沖縄県個人情報保護条例第 8 条第 2 項第 6 号の規定に基づく目的外提供について
②実施機関	提供元：沖縄県知事（子ども生活福祉部子育て支援課） 提供先：市町村保育主管課
③提供の目的	県が保有する保育士登録情報を保育の実施主体である市町村に提供することによって、市町村から住所が当該市町村となっている保育士資格者に対して復職支援の取組み等の情報を直接届けることを可能にし、待機児童解消の実現に寄与する。
④諮問理由	沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第 2 号）第 8 条第 2 項第 6 号の規定に該当
⑤諮問年月日	平成 30 年 1 月 9 日
⑥答申年月日	平成 30 年 3 月 19 日
⑦答申内容	<p>○ 審査会の結論 沖縄県子ども生活福祉部子育て支援課が保有する保有個人情報の市町村保育主管課への提供については、公益上の必要があり、かつ個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められるため、提供を認める。</p> <p>○ 審査会の判断理由（概要） 当該保有個人情報の提要は、県が保有する保育士登録情報を保育の実施主体である市町村に提供することによって、市町村から住所が当該市町村となっている保育士資格者に対して復職支援の取組み等の情報を直接届けることを可能し、待機児童解消の実現に寄与することを目的としている。 したがって、当該保有個人情報の提供は、公益上の必要がある。 また、審議の結果、個人情報について、必要な安全管理のための措置が講じられているため、認定する。</p>